

伊勢原市子ども・子育て支援事業計画

子ども一人一人の 健やかな成長と子育てを
みんなで支えるまち いせはら



©伊勢原市

平成27年 4月

伊 勢 原 市

目次

第1章 計画の概要

1

- 1 計画策定の背景及び趣旨 1
- 2 計画策定の基本的な考え方 2
- 3 計画の位置付け 3
- 4 計画期間 4
- 5 計画策定体制と経過 5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

7

- 1 伊勢原市の人口動態等の現状 7
- 2 教育・保育サービス等の現状 12
- 3 地域子ども・子育て支援事業の現状 14
- 4 支援や保護が必要な子どもに対する取組の現状 18
- 5 子育てに関するニーズ調査から見られる現状 20

第3章 計画の基本的な考え方

28

- 1 基本理念 28
- 2 基本視点 29
- 3 基本目標 29
- 4 施策の体系 31

第4章 施策の展開

32

- 基本目標1 仕事と子育ての両立を支援します 32
- 基本目標2 子育ての不安や悩みを地域全体で支えます 40
- 基本目標3 子どもが健やかに暮らし成長できる環境をつくります 51
- 基本目標4 専門的な支援や保護が必要な子どもへの取組を進めます 72

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 79

- 1 提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方・・・・・・・・ 80
- 3 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期・・ 84
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保・・ 102

第6章 計画の推進 103

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

第7章 資料編 104

- 1 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
- 2 伊勢原市子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
- 3 伊勢原市子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

1 計画策定の背景及び趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済への深刻な影響を及ぼすものとして懸念されています。また、核家族化の進展、就労環境の変化、地域におけるコミュニティの希薄化、子育ての孤立化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもたちがのびのびと健やかに成長できる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような中、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の実態に即した子ども・子育て支援の充実を図ることとされました。

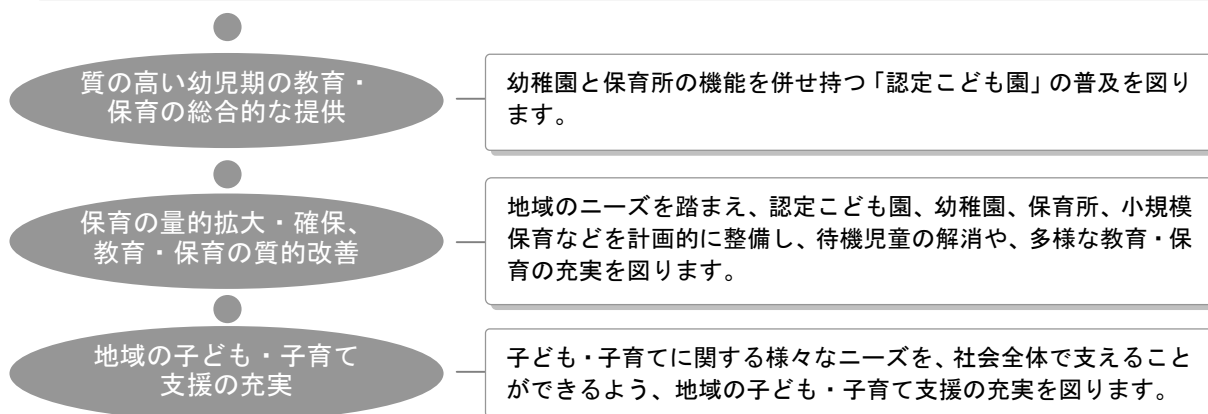
本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成26年度までを計画期間とする「伊勢原市次世代育成支援対策行動計画（いせはらっ子応援プラン）」を策定し、様々な取組を進めてきましたが、平成27年度から本格施行される「子ども・子育て支援法」に基づき、新たにこれまでの取組に加え、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、認定こども園の普及に関する基本的な考え方などを定めるほか、任意記載事項として、産休及び育休後の保育所等の円滑な利用に関する事項、障害・虐待等の専門的な知識と技術を要する支援について都道府県が行う施策との連携に関する事項、仕事と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）に関する事項などについて記載するとともに、「いせはらっ子応援プラン」で推進してきた施策についても、この計画に継承し、今後5年間の子ども・子育てに関する総合的な取組をまとめた計画として策定します。

【 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



2 計画策定の基本的な考え方

この計画は、子ども・子育て支援法に定める子ども（18歳まで）及び父母その他の保護者、家庭、学校、地域、職域その他社会のあらゆる分野における全ての構成員の総力により、子育て支援に取り組むための方向性及び具体的な取組を示すものです。

計画の策定に当たっては、市民、特に子育て家庭の現状、希望を把握するため、就学前・就学児童のそれぞれの子どもの家庭に子育てに関するニーズ調査を実施しました。また、公募による子育て当事者、幼稚園・保育所の関係者、学識経験者などで構成する「伊勢原市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定段階からご意見をいただくとともに、パブリックコメント等を行い策定しています。

また、この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく伊勢原市次世代育成支援対策行動計画（いせはらっ子応援プラン：平成17年度～平成26年度）の取組状況、同法の趣旨などを踏まえ、保健・医療、福祉、教育など、行政各分野の子育てに関する施策を体系化し、今後5年間の本市の基本的な方向性を示すものです。

3 計画の位置付け

(1) 位置付け

この計画は、伊勢原市第5次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けるとともに、行政各分野の施策との連携により、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目指すものとして、子ども・子育て支援施策の方向性や目標を定める計画とします。

(2) 計画の対象

この計画の対象は、障害、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とします。

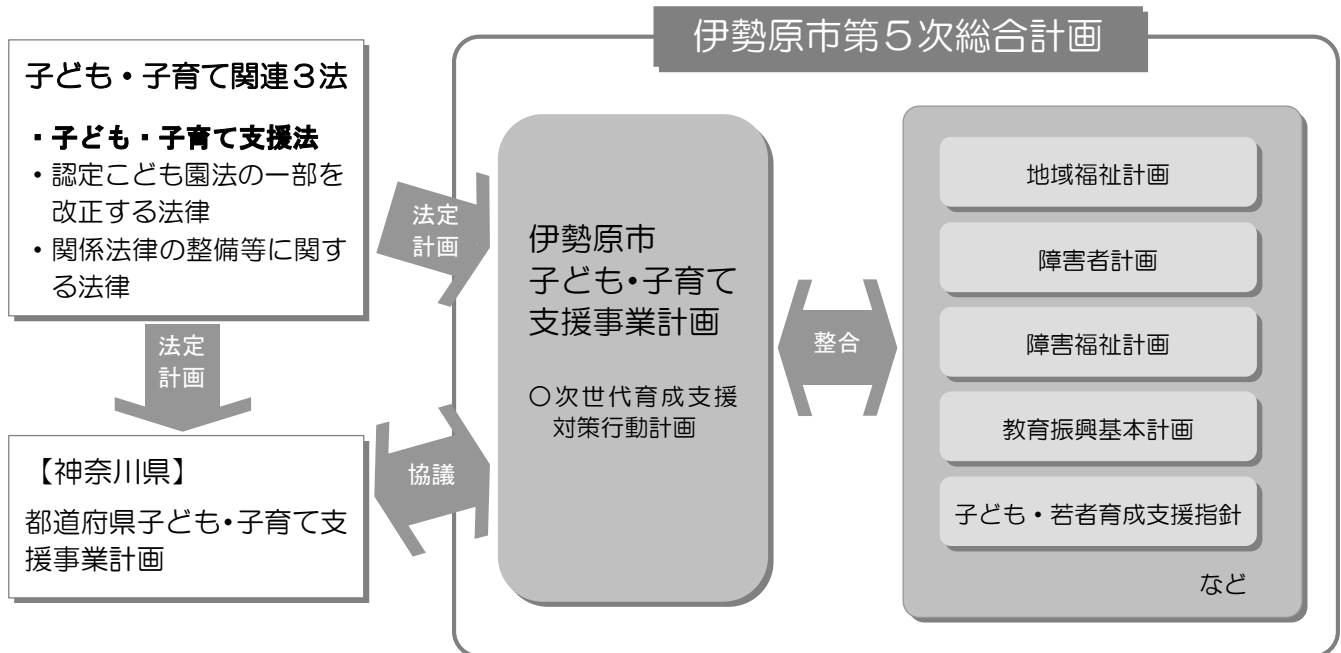
(3) 伊勢原市次世代育成支援対策行動計画及び関連計画との関係

本市の子ども・子育て支援施策については、平成17年度を初年度とする、「伊勢原市次世代育成支援対策行動計画（いせはらっ子応援プラン）」により、総合的に推進してきました。

計画の策定に当たっては、これまでの取組について検証するとともに、継続的に実施する必要がある事業について、今後5か年の方向性を示すこととします。

また、地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、教育振興基本計画などの行政各分野の計画と整合を図りながら策定します。

【 計画の位置付け 】



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

なお、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策については、中間年度である平成29年度に見直しを行い、必要に応じて計画の見直しをすることとします。

【 計画期間 】

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
第5次 総合計画		前期計画			後期計画	
子ども・子育て 支援事業計画	策定	計画の 見直し				



5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0歳～5歳の子どもの保護者、小学1～5年生の子どもの保護者を対象として、「子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

【就学前児童対象調査】

- ① 調査対象 就学前児童（0歳～5歳） *学齢で抽出のため6歳児を含みます
3,000人（全体 5,486人）
- ・基準日 平成25年11月1日
 - ・住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複ないように抽出）
 - ・男女、地域（小学校区）、年齢に偏りがないよう抽出
- ② 実施期間 平成25年11月8日～24日
- ③ 実施状況
- | | | |
|----------|--------|----------------------|
| ア) 発送件数 | 2,993件 | *対象者抽出後、転出者を除いた実発送件数 |
| イ) 回収件数 | 1,799件 | |
| ウ) 回収率 | 60.1% | |
| エ) 有効回答数 | 1,771件 | |

【就学児童対象調査】

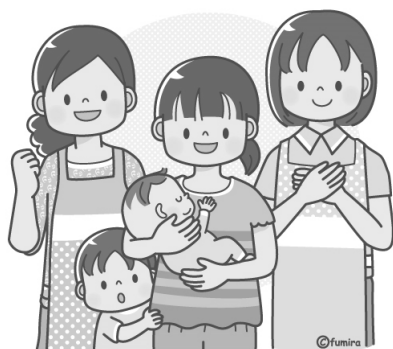
- ① 調査対象 小学生（小1～小5） 3,000人（全体 4,393人）
- ・基準日 平成25年12月1日
 - ・住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複ないように抽出）
 - ・男女、地域（小学校区）、年齢に偏りがないよう抽出
- ② 実施期間 平成25年12月4日～17日
- ③ 実施状況
- | | | |
|----------|--------|----------------------|
| ア) 発送件数 | 2,985件 | *対象者抽出後、転出者を除いた実発送件数 |
| イ) 回収件数 | 1,748件 | |
| ウ) 回収率 | 58.6% | |
| エ) 有効回答数 | 1,748件 | |

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画の策定に当たり、子育てや教育・保育の関係者等の意見を反映するため、公募による子育て当事者、幼稚園・保育所関係者、学識経験者などで構成する「伊勢原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。



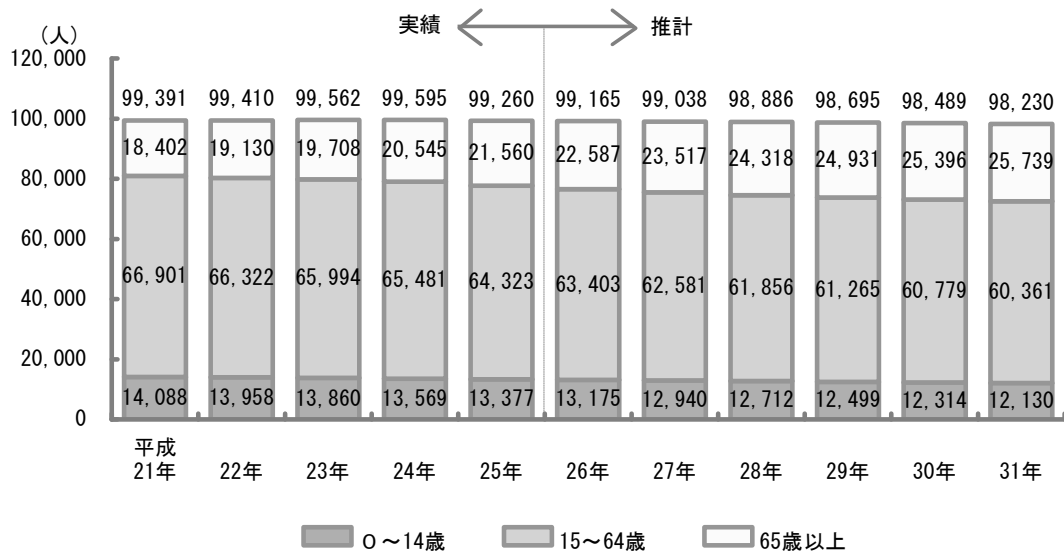
1 伊勢原市の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度～平成31年度の教育・保育等のニーズ量を推計する必要があることから、平成25年度までの過去5年間の住民基本台帳、外国人登録のデータを基に、コーホート変化率法により平成26年度以降の人口推計を行いました。

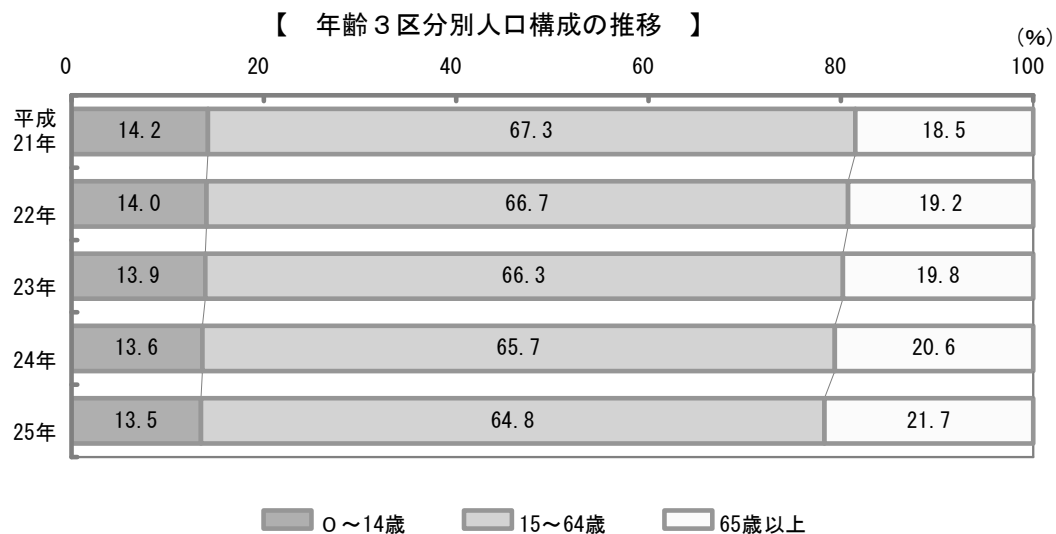
本市の人口推移と推計を見ると、総人口は平成24年まで増加していましたが、平成25年で減少し、同年4月1日現在で99,260人となっています。平成26年以降の推計人口は、年々減少していくと推計されます。

【 人口推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0歳～14歳の割合が年々減少しているのに対し、65歳以上は年々増加し、今後も同様の傾向が続くものと推計されます。

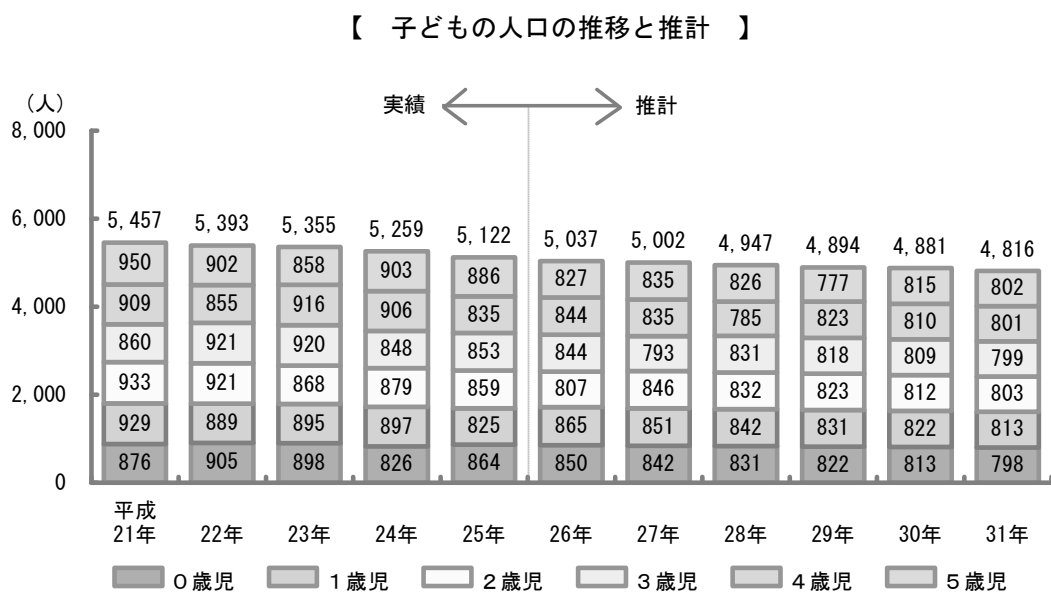


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（2）就学前の子どもの人口の推移と推計

本市の就学前の子どもの人口の推移と推計を見ると、0歳～5歳の子どもの人口は減少傾向にあり、平成25年4月1日現在で5,122人となっています。

平成26年以降も減少が続くと推計されます。

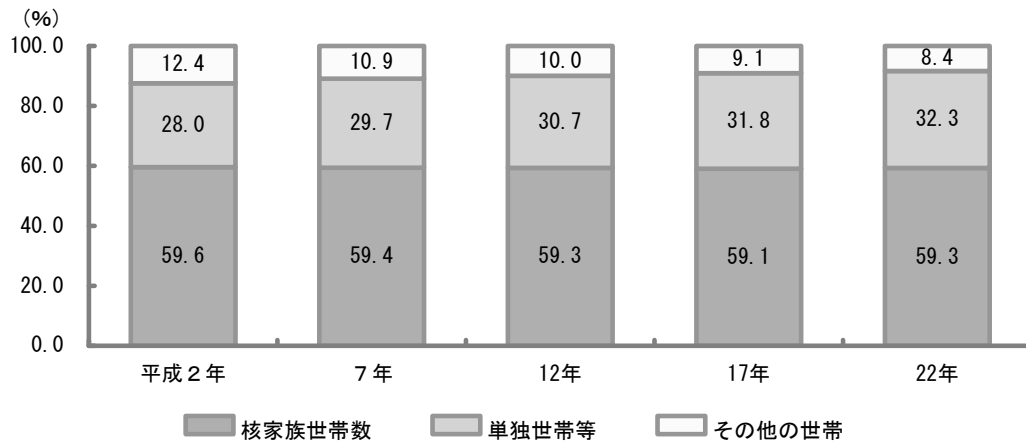


(3) 世帯構成の状況

本市の世帯構成の推移を見ると、核家族世帯の占める割合が最も高く約6割を占めており、ほぼ横ばいに推移しています。

単独世帯の占める割合は増加傾向にあり、平成22年では全世帯の32.3%が単独世帯となっています。

【 世帯構成の推移 】

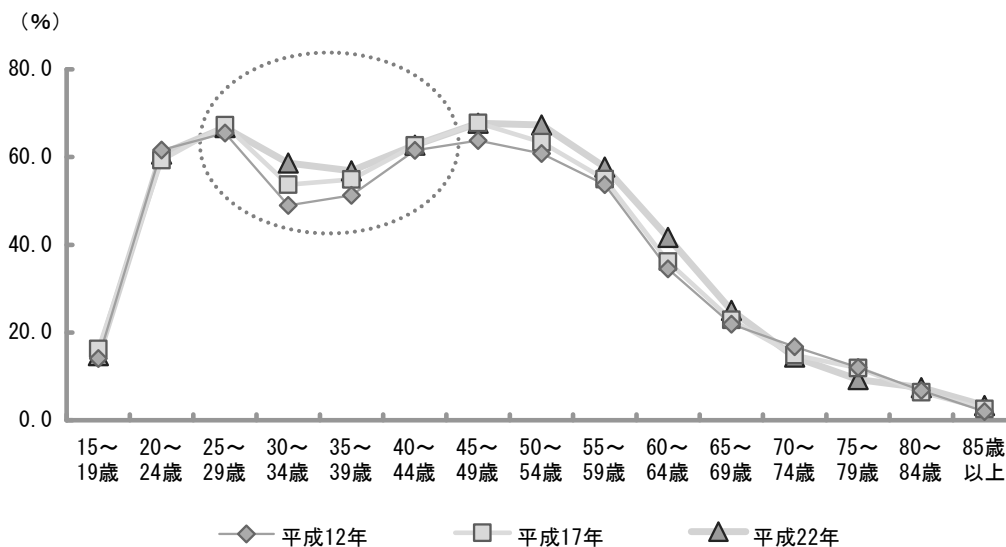


資料：国勢調査

(4) 女性の就業状況

本市の女性の年齢別就業率は、出産や育児を理由とした離職により、30歳代の割合が低くなる、いわゆるM字カーブを描いています。30歳～39歳の就業率は、平成12年に比べ、平成22年は上昇したものの、依然として、子育て世代の労働力が低い状況となっています。

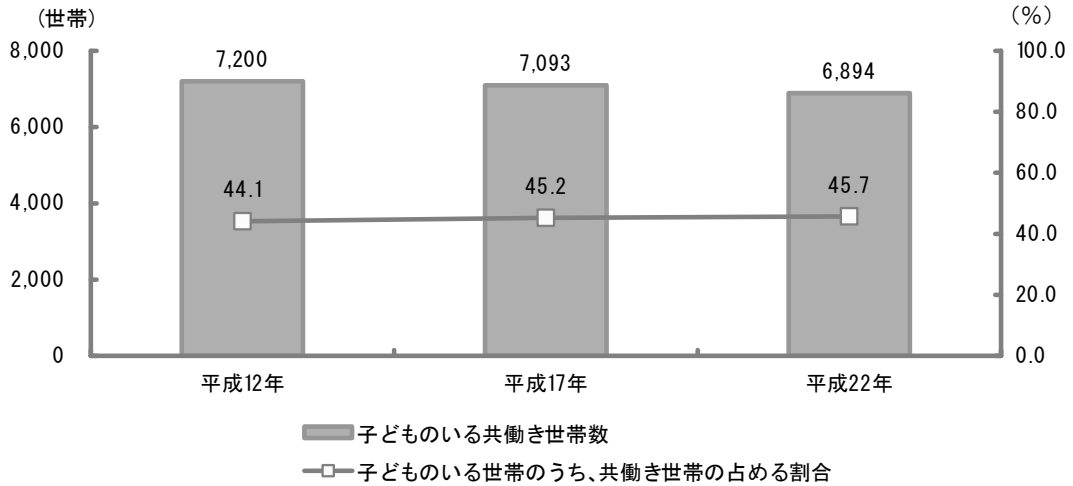
【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

本市の共働き世帯の状況を見ると、子どものいる共働き世帯数は減少傾向にあり、平成22年で6,894世帯となっていますが、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、微増しています。

【 共働き世帯の状況 】

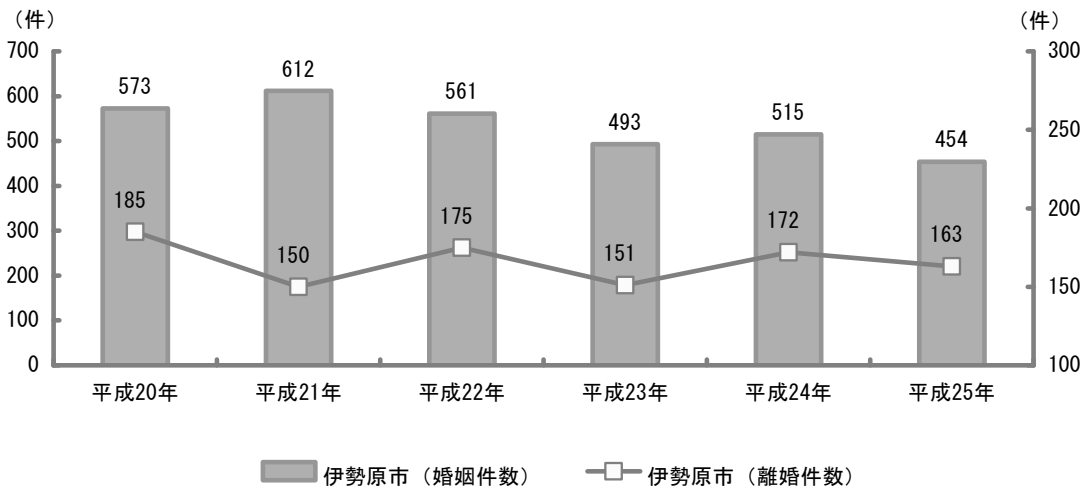


資料：国勢調査

(5) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻・離婚届けの推移を見ると、婚姻件数は減少傾向にあり、平成25年で454件となっています。離婚件数は各年で増減を繰り返し、平成25年では163件となっています。

【 婚姻・離婚届けの推移 】



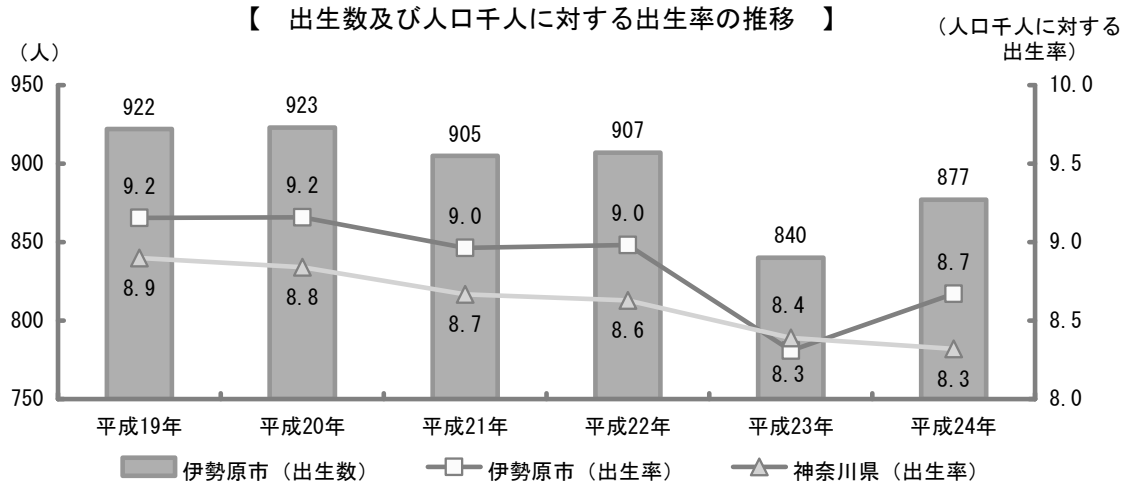
資料：庁内資料

(6) 出生の動向

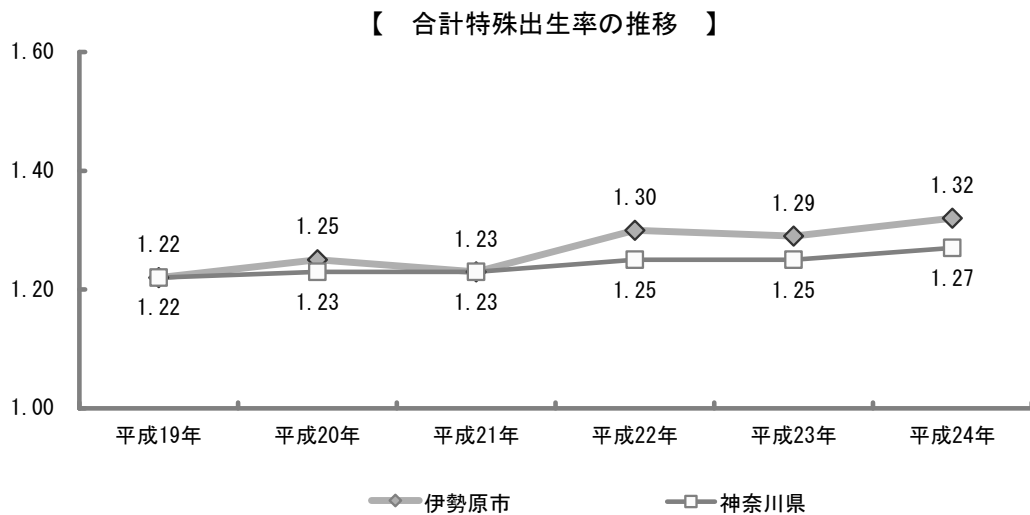
本市の出生数及び出生率の推移を見ると、全体的な傾向は、減少傾向にあります。

出生数は、平成23年に67人減少し、840人となりましたが、平成24年には上昇し、877人となっています。

出生率は、平成23年度を除き、神奈川県 averages を上回る推移となっています。



本市の合計特殊出生率^{*}は、神奈川県 averages を上回る推移となっています。



^{*}合計特殊出生率とは、15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産む平均の子どもの数です。

2 教育・保育サービス等の現状

(1) 幼稚園・保育所等の入所状況

幼稚園では、約3割が市外の子どもが利用しており、保育所の入所者数は年々増加傾向にあります。

【 幼稚園・保育所・認可外保育施設入所状況 】

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	市内在住	1,664 人 (うち市外 28 人)	1,685 人 (うち市外 27 人)	1,693 人 (うち市外 27 人)	1,699 人 (うち市外 28 人)	1,606 人 (うち市外 22 人)
	市外在住	627 人	639 人	661 人	722 人	716 人
保育所	市内在住	1,104 人 (うち市外 50 人)	1,106 人 (うち市外 54 人)	1,129 人 (うち市外 46 人)	1,161 人 (うち市外 43 人)	1,152 人 (うち市外 39 人)
	市外在住	53 人	62 人	59 人	58 人	49 人
認可外保育施設		33 人	28 人	36 人	52 人	60 人

※調査時点は、各年度とも幼稚園は5月1日、保育所は4月1日現在

資料：庁内資料

※（ ）内は、市外の施設を利用している子どもの数

(2) 待機児童数の推移

保育所の待機児童は、依然として発生しており、子どもを預けられず、就労できない保護者が生じています。

【 待機児童数の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
待機児童者数	27 人	18 人	11 人	8 人	14 人

※調査時点は、各年度とも4月1日現在

資料：庁内資料

(3) 特別保育の実施状況

① 延長保育

保育所で、通常の保育時間の前後に保育を行う延長保育の利用者は、年々増加傾向にあります。

【 延長保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	—	7 園	7 園	8 園	8 園
年間延利用者数	—	11,456 人	13,204 人	15,715 人	17,584 人

※平成 21 年度については、データが無いため未記入

資料：庁内資料

② 一時預かり事業

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など、緊急又は一時的に保育が必要となる子どもを預かる一時預かり事業の利用者は、年々増加傾向にあります。

【 一時預かり事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	6 園	6 園	7 園	7 園	7 園
年間延利用者数	1,987 人	2,449 人	2,436.5 人	2887.5 人	3,620 人

資料：庁内資料

③ 幼稚園における預かり保育

幼稚園において、教育時間の前後や休業日などに、在園児を預かる預かり保育は、市内全ての私立幼稚園で実施されており、利用者は年々増加傾向にあります。

【 幼稚園における預かり保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	10 園	10 園	10 園	10 園	10 園
年間延利用者数	—	35,189 人	44,301 人	47,117 人	47,887 人

※平成 21 年度については、利用者数のデータが無いため未記入

資料：庁内資料

3 地域子ども・子育て支援事業の現状

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域で孤立しがちな母親の子育ての不安やストレス、悩みの解消を図るための相談や親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターのほか、つどいの広場と子育てひろばで実施しています。成瀬地区で常設して開催しているつどいの広場の利用は、年々増加傾向にある一方で、出張して開催している子育てひろばの利用は、年々減少傾向にあります。

【 地域子育て支援拠点事業の利用状況 】

	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子育て支援センター (市役所分室)	開設日数	243 日	243 日	243 日	245 日	244 日
	利用者人数	12,780 人	14,110 人	11,867 人	12,732 人	11,639 人
	1日当たりの参加者数	52.6 人	58.1 人	48.8 人	52.0 人	47.7 人
つどいの広場 (石田西集会所)	開設日数		130 日	146 日	144 日	142 日
	利用者人数	未実施	5,347 人	5,602 人	5,866 人	7,518 人
	1日当たりの参加者数		41.1 人	38.4 人	41.0 人	52.9 人
子育てひろば (市内6か所)	開設日数	204 日	190 日	167 日	169 日	171 日
	利用者人数	6,709 人	5,242 人	4,044 人	4,377 人	3,993 人
	1日当たりの参加者数	32.9 人	27.6 人	24.2 人	25.9 人	23.4 人

資料：庁内資料

- ①子育て支援センター 市役所に隣接した子育て支援拠点として、相談や交流のほか、子育てに関する教室、子どもと楽しむ製作活動、お誕生会や季節に応じた催しなどを行います。子育てアドバイザーや保健師、助産師、栄養士などによる、専門的な相談を実施しています。
- ②つどいの広場 地域の身近な場所で開催する相談や交流の場として、週3日、石田西集会所で開催しています。製作活動や催しなどを実施するほか、子育てアドバイザーや市で養成した子育てサポーターによる相談を実施しています。
- ③子育てひろば 公民館や児童館など市内6か所で、各箇所月2回開催しています。相談や交流の場として、子育てアドバイザーや子育てサポーターによる相談を実施しています。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

地域における育児の相互援助活動を推進するため、子育てを支援してほしい依頼会員と、子育てを支援したい支援会員との連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業の活動件数は、全体的な傾向としては増加傾向にある一方で、実支援者の人数は、ほぼ横ばいとなっており、実支援者一人当たりの活動件数が増加しています。

【 ファミリー・サポート・センターの活動件数 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
活動件数	2,393 件	2,196 件	2,268 件	2,845 件	2,650 件
就学児の預かり	292 件	352 件	336 件	871 件	677 件
就学児その他 (送迎等)	979 件	887 件	836 件	816 件	904 件
0～5歳児の 預かり	564 件	470 件	247 件	192 件	365 件
0～5歳児 その他(送迎等)	558 件	487 件	849 件	966 件	704 件
依頼者(実数)	116 人	95 人	89 人	90 人	109 人
支援者(実数)	61 人	54 人	50 人	51 人	58 人

【 登録者数 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員数	594 人	569 人	622 人	620 人	587 人
支援会員数	187 人	197 人	206 人	198 人	202 人
両方会員数	47 人	38 人	31 人	28 人	25 人

資料：庁内資料

(3) 休日保育

日曜日や国民の祝日などに保育が必要な生後5か月以上の就学前の子どもを対象に保育を実施する休日保育は、平成24年度から市内1園で実施しています。

【 休日保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	未実施	未実施	未実施	1 園	1 園
年間延利用者数	未実施	未実施	未実施	151 人	66 人

資料：庁内資料

(4) 病後児保育

子どもが病気の回復期にあるが幼稚園や保育所に行かれず、保護者が仕事を休めない場合等に、病院に併設された施設で子どもを預かる病後児保育は、平成16年8月から実施しています。平成26年8月からは病中の子どもも対象に加え病児・病後児保育として実施しています。

【 病後児保育の利用状況 】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
年間延利用者数	126人	133人	136人	99人	105人

資料：庁内資料

(5) 児童コミュニティクラブ

保護者が就労等のため家庭にいない児童に対して、放課後や土曜日、長期休業日に、学校の余裕教室等で遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る児童コミュニティクラブについては、小学4年生までを対象に、全ての小学校区で実施しています。

【 児童コミュニティクラブの利用状況 】

クラブ名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
桜台第1	133人	63人	34人	26人	22人
桜台第2	未実施	66人	41人	51人	50人
比々多第1	75人	65人	49人	48人	47人
比々多第2	50人	59人	67人	55人	66人
緑台	40人	40人	33人	31人	27人
竹園	63人	76人	76人	78人	65人
伊勢原第1	66人	56人	57人	57人	57人
伊勢原第2	23人	20人	23人	22人	17人
高部屋	64人	66人	58人	64人	69人
大田	64人	63人	61人	57人	54人
成瀬	80人	82人	67人	77人	81人
石田	72人	63人	72人	70人	69人
大山	13人	17人	16人	12人	13人
合計	743人	736人	654人	648人	637人
実施箇所数	12か所	13か所	13か所	13か所	13か所

※調査時点は、各年度とも4月1日現在

資料：庁内資料

(6) 妊婦に対する健康診査

妊婦・胎児の状態の確認や異常を早期に発見し、早期対応、早産・死産の防止、心身障害の発生予防を目的として、妊娠中の健康管理を行っています。

【 妊婦に対する健康診査の実施人数 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊娠届出者数	998 人	1,001 人	950 人	977 人	927 人
年間延受診者数	8,883 人	10,493 人	10,075 人	10,327 人	9,830 人

資料：庁内資料

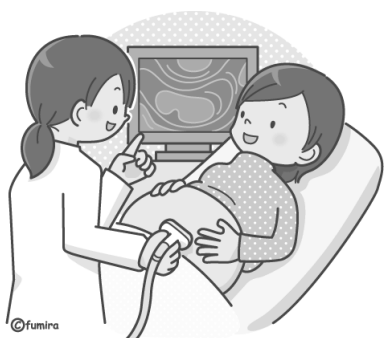
(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの、全ての乳児の家庭を対象として、保健師、助産師、民生・児童委員と子育てサポーターが家庭訪問し、育児に関する相談や情報提供を行っています。

【 乳児家庭全戸訪問の実施人数 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問実績	918 人	916 人	838 人	849 人	849 人

資料：庁内資料



4 支援や保護が必要な子どもに対する取組の現状

(1) 要保護児童対策地域協議会

① 個別ケースの検討

虐待の早期発見、予防を目的に、支援が必要な子どもの保護・支援をするための要保護児童対策協議会における個別ケースの検討状況は、年々増加傾向にあります。

【 個別ケース検討会議の実施状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
検討件数	142 件	178 件	148 件	233 件	237 件

資料：庁内資料

② 養育支援訪問事業

子育てにおいて不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭、出産後の子育てについて出産前から支援が特に求められる妊婦に対し、居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、支援を行う養育支援訪問事業を実施します。

【 養育支援訪問事業の実施状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問実人数	12 人	16 人	11 人	11 人	14 人
延訪問回数	75 回	107 回	58 回	66 回	82 回

資料：庁内資料

(2) 児童虐待に関する相談

児童虐待の相談件数は、年々増加傾向にあります。

【 児童虐待の相談状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童虐待相談件数	25 件	41 件	42 件	78 件	60 件

資料：庁内資料

(3) 障害や発達に関する相談

肢体不自由や視聴覚障害、知的障害など、障害や発達に関する相談件数は、年々増加傾向にあります。

【 障害や発達に関する相談状況 】

相談の内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
肢体不自由	5 件	2 件	1 件	2 件	1 件
視聴覚障害	29 件	0 件	13 件	0 件	0 件
言語発達障害等	0 件	9 件	0 件	15 件	20 件
重症心身障害	16 件	0 件	18 件	0 件	2 件
知的障害	47 件	17 件	87 件	40 件	42 件
自閉症等	1 件	88 件	0 件	77 件	47 件
合計	98 件	116 件	119 件	134 件	112 件

資料：庁内資料

5 子育てに関するニーズ調査から見られる現状

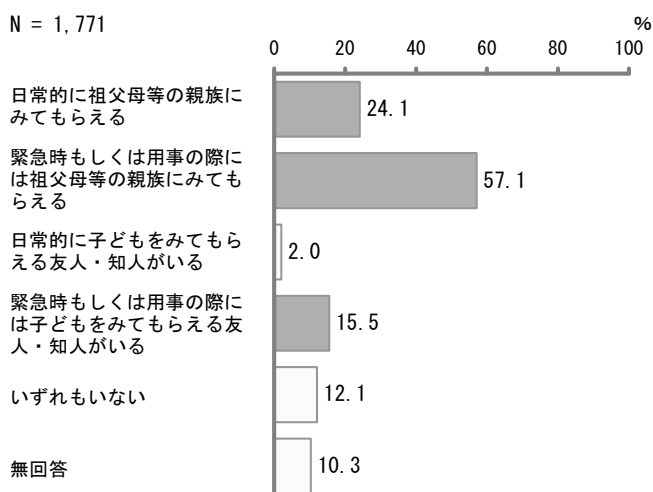
(1) 子どもと保護者の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」という保護者の割合が57.1%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」という保護者が24.1%いる一方で、「緊急時にも身近に頼れる人がいない」という保護者が12.1%います。

【就学前児童調査】

N = 1,771

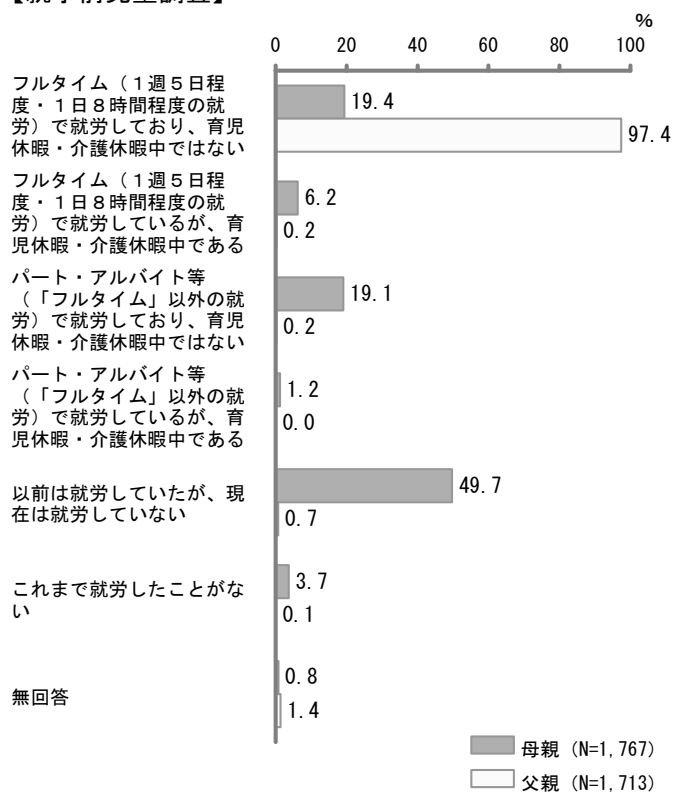


② 母親と父親の就労状況

母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」という保護者の割合が49.7%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育児休暇・介護休暇中ではない」という保護者が19.4%となっています。

父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育児休暇・介護休暇中ではない」という保護者の割合が97.4%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】



③ 子育て（教育を含む）について気軽に相談できる人の有無

気軽に相談できる人が「いる」という保護者の割合が91.3%となっています。

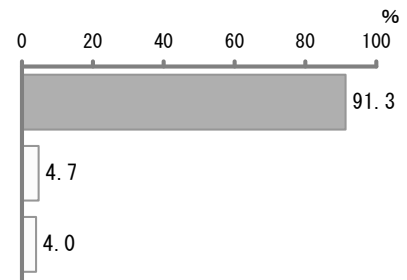
【就学前児童調査】

N = 1,771

いる／ある

いない／ない

無回答



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 現在の利用状況

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を現在利用している子どもの状況は、「幼稚園」を利用している割合が57.6%と最も高く、次いで「保育所（認可保育所）」の割合が35.5%、「幼稚園の預かり保育」の割合が11.1%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1,172

幼稚園

幼稚園の預かり保育

保育所（認可保育所）

認定こども園

事業所内保育施設

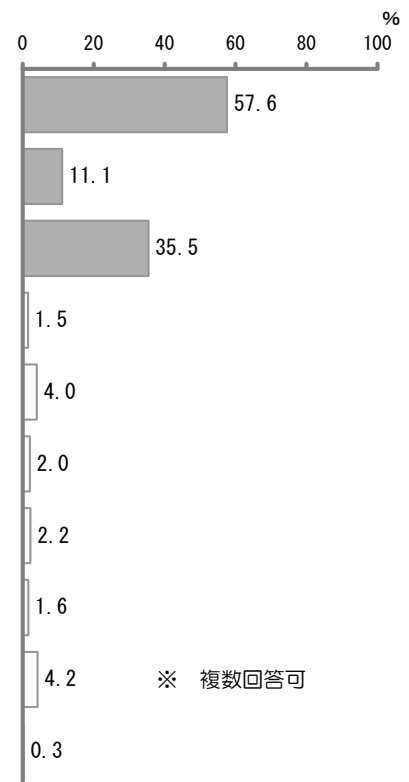
認定保育施設

認可外の保育施設

ファミリー・サポート・センター

その他

無回答

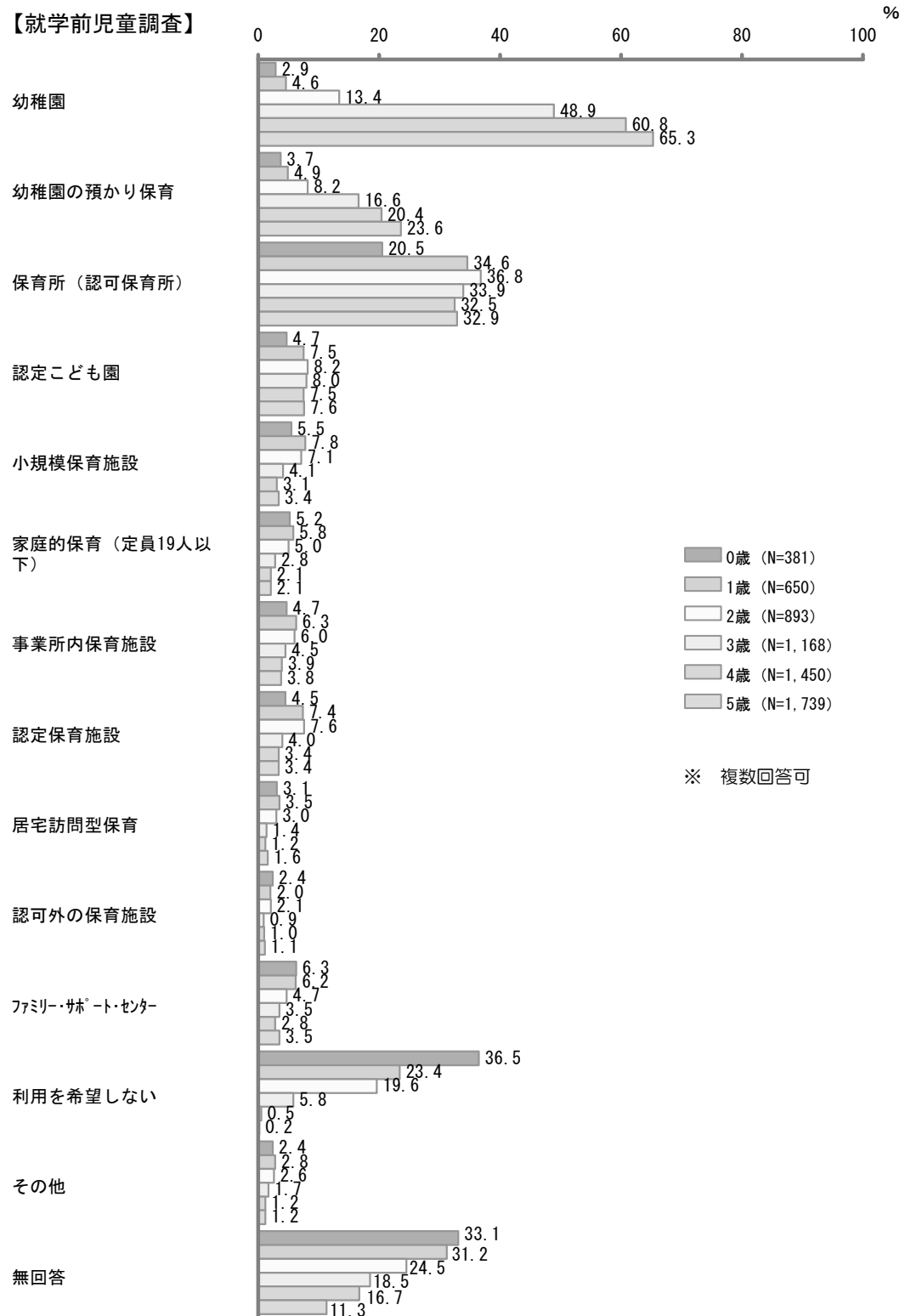


※ 複数回答可

② 今後の利用希望

現在、利用している・利用していないにかかわらず、今後、定期的に利用したい平日の教育・保育事業は、0歳は「保育所（認可保育所）」が約2割、1歳～3歳は「保育所（認可保育所）」が約3割、「幼稚園」が3歳で約5割、4歳～5歳で約6割となっています。

【就学前児童調査】

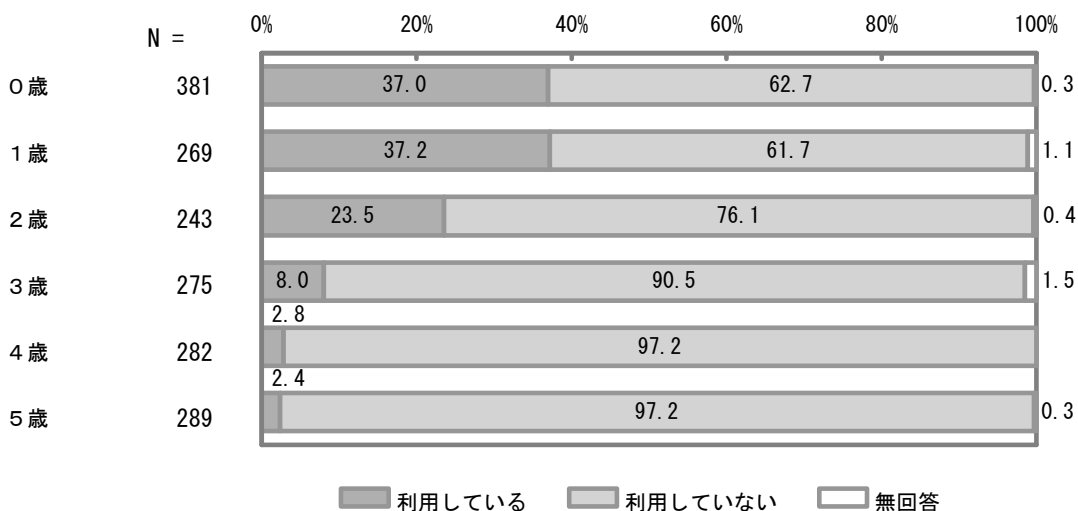


(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について.....

① 現在の利用状況

孤立しがちな母親の子育ての不安やストレス、悩みの解消を図るため、子育て支援センター等の相談や親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業については、0歳～1歳の子どものいる家庭では、約4割が利用しており、子どもの年齢が上がるにつれて利用の割合は減少傾向にあります。

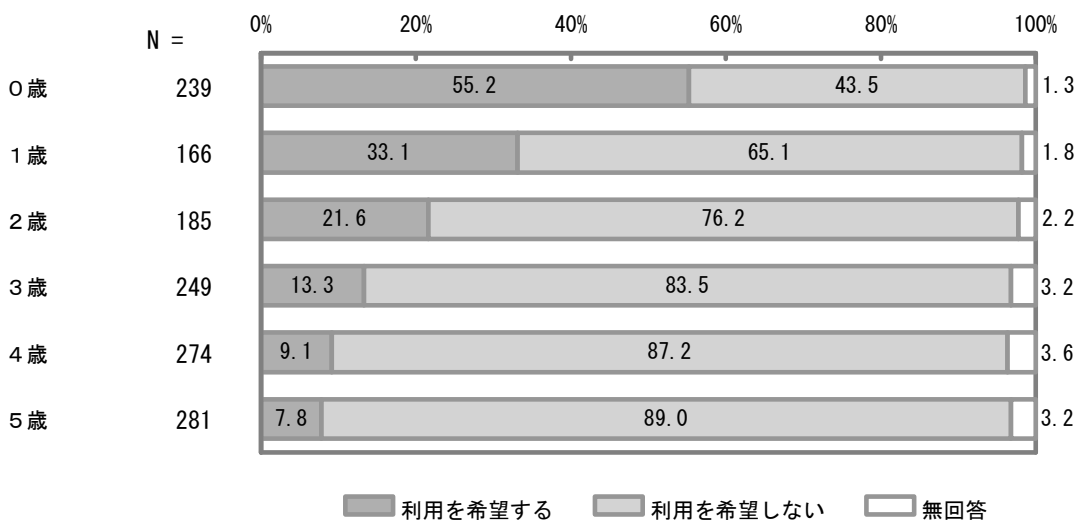
【就学前児童調査】



② 今後の利用希望

現在、地域子育て支援拠点事業を利用していない保護者のうち、今後、「利用を希望する」保護者の割合は0歳で約半数となっており、子どもの年齢が上がるにつれて利用希望は減少傾向にあります。

【就学前児童調査】



(4) 一時預かり等の不定期の預かりについて

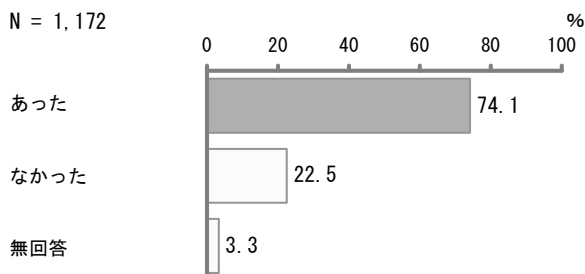
① 病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことの有無とその主な対処方法

過去1年間に、子どもの病気やケガで幼稚園や保育所などの教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」という保護者の割合は、74.1%となっています。

その際の対処方法としては、「母親が仕事を休んで子どもをみた」という保護者の割合が58.2%と最も高く、次いで「母親又は父親のうち就労していない方が子どもをみた」が39.1%、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が35.8%となっています。

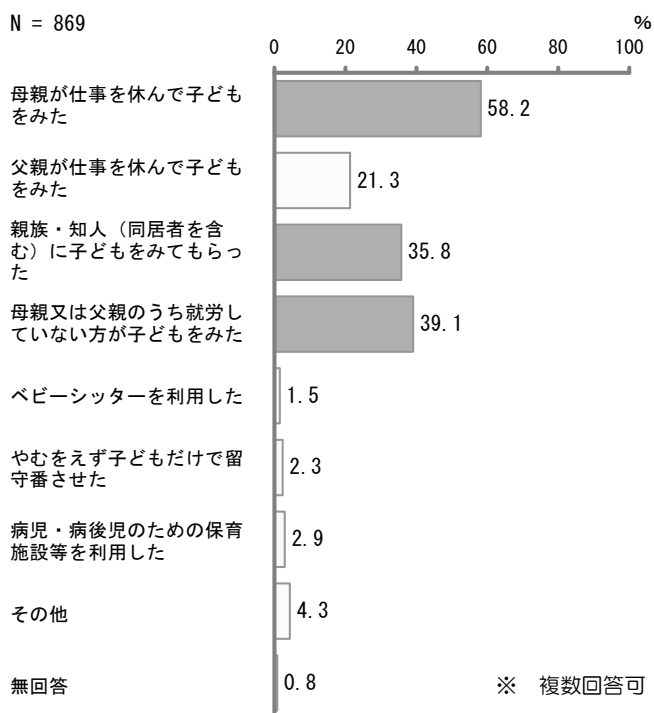
【就学前児童調査】

N = 1,172



【就学前児童調査】

N = 869

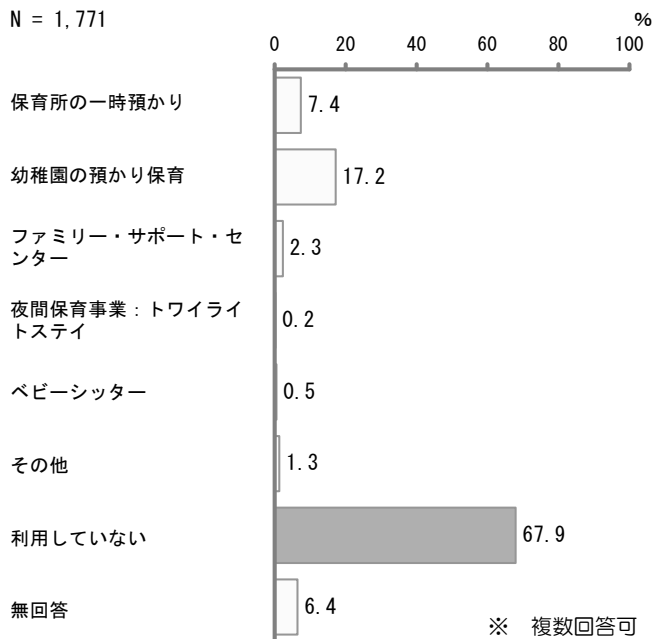


② 教育・保育事業の一時的な利用や宿泊を伴う一時預かり等の利用

保護者の私用、冠婚葬祭、就労などの目的による、一時的な教育・保育事業については、「利用していない」という保護者の割合が、67.9%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1,771

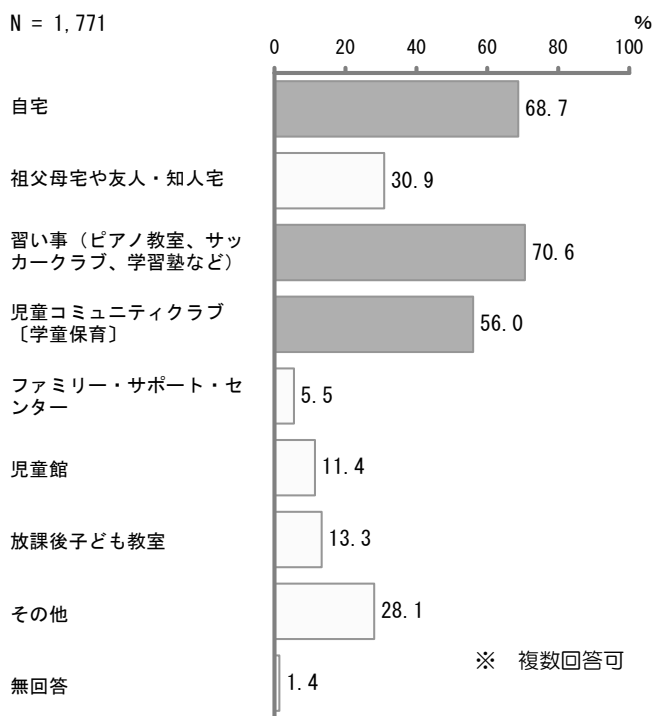


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校就学後の放課後（平日の授業終了後）の子どもの過ごし方については、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」を選択する保護者の割合が70.6%、「自宅」が68.7%、「児童コミュニティクラブ」が56.0%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1,771

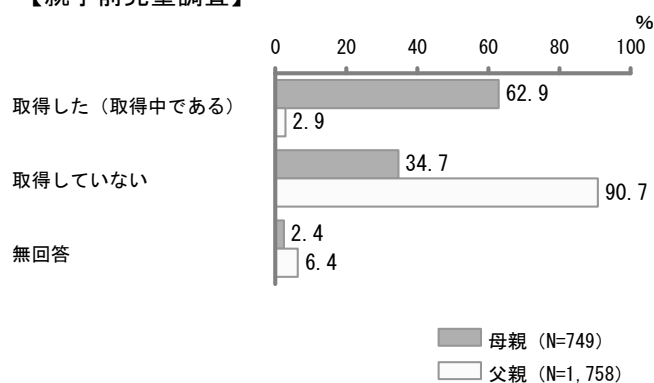


(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

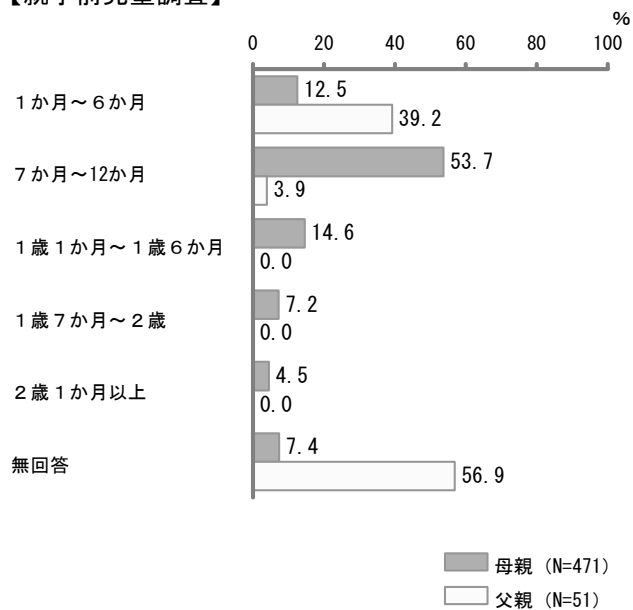
① 育児休業の取得状況と育児休業の取得期間

育児休業を取得した（取得中である）母親の割合は62.9%、父親は2.9%となっており、母親の取得期間は「7か月～12か月」が53.7%となっています。

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】

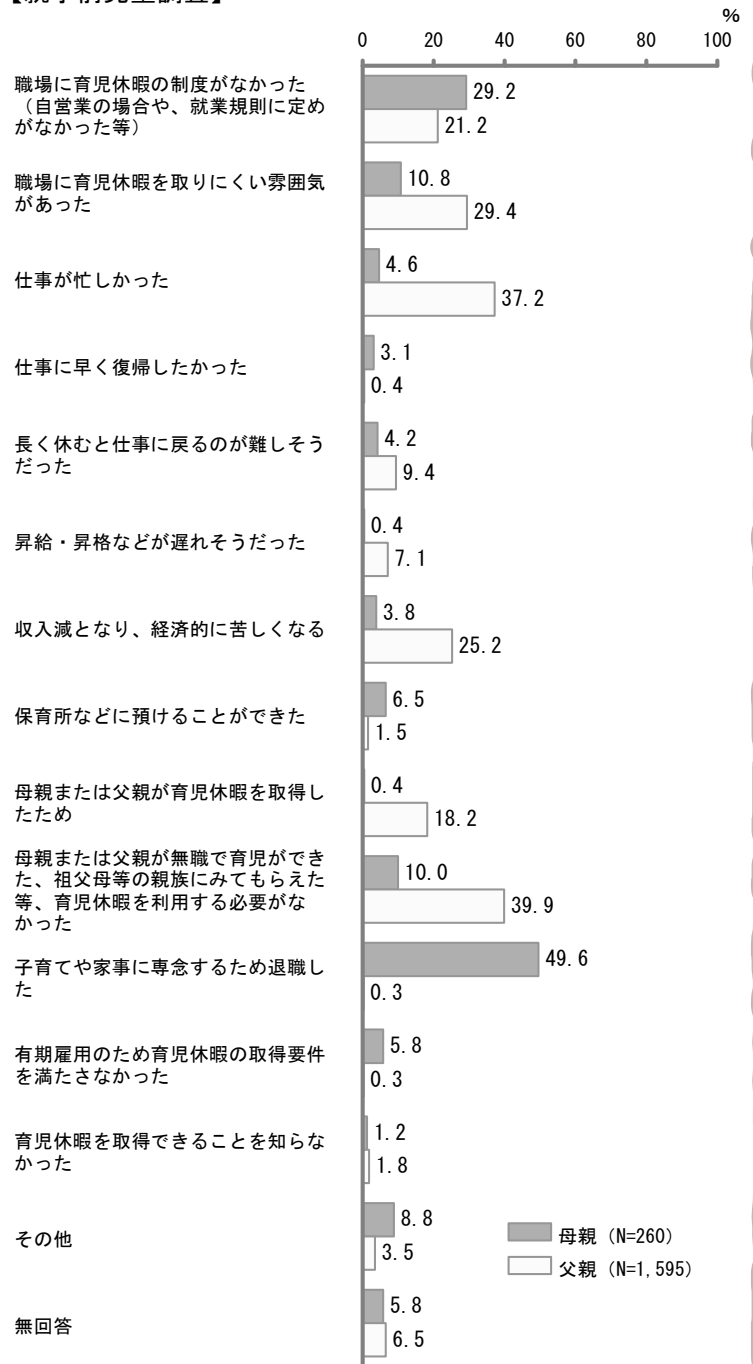


② 取得していない理由

育児休業を取得していない理由については、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が49.6%と最も高く、次いで「職場に育児休暇の制度がなかった（自営業の場合や、就業規則に定めがなかったなど）」が29.2%、「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった」が10.8%となっています。

父親は、「母親又は父親が無職で育児ができた、祖父母等の親族にみてもらえたなど、育児休暇を利用する必要がなかった」の割合が39.9%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が37.2%、「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった」が29.4%となっており、女性に比べ男性が育児に参加するための職場環境が整っていない状況になっています。

【就学前児童調査】



※ 複数回答可

1 基本理念

この計画では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の趣旨、子育てに関するニーズ調査の結果、伊勢原市子ども・子育て会議での意見を踏まえ、これからの伊勢原市を支える夢や希望ある子どもたちの成長を保証し、子育ての喜びを感じることのできるまちを目指し、本市の基本理念を次のように定めます。

子ども一人一人の 健やかな成長と子育てを
みんなで支えるまち いせはら

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という、基本的認識を前提に、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大切にされ、健やかに成長できる「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。



2 基本視点

子育てを支える視点

子どもの健やかな育ちが保障されることを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

親の子育てを支える視点

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくりを進めます。

地域社会全体で子育て・子育てを支える視点

全ての子どもと家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていく基盤整備を進めます。

3 基本目標

基本目標 1 仕事と子育ての両立を支援します

保護者が働きながら安心して子どもを生き育てることができるよう、保育サービスの確保に努めるとともに、教育と保育を一体的に提供できる認定こども園の整備に向けた取組を進めます。

また、保護者の就労の有無にかかわらず、必要な時に、必要な保育が受けられるよう、世帯の状況に応じた様々な保育サービスを拡充します。

■ 施策の方向

- (1) 教育・保育の充実による子育て家庭への就労支援
- (2) 多様なニーズに対する保育サービス

基本目標 2 子育ての不安や悩みを地域全体で支えます

保護者が子育てに対して、不安や悩みではなく楽しみや喜びを感じられるよう支援するため、育児に関する相談・情報提供の充実、経済的負担の軽減などを推進していくとともに、行政と地域が一体となった様々な子育て支援の取組を推進します。

■ 施策の方向

- (1) 子育て力向上のための支援
- (2) 地域で子育てを支援する環境の整備
- (3) 子育て家庭への経済的支援

基本目標 3 子どもが健やかに暮らし成長できる環境をつくります

保護者が安心して健やかな子どもを生き育てることができるよう、安全で快適な妊娠、出産環境を整備するとともに、乳幼児期の子どもが健やかに成長できる健康診査・医療環境の確保、青少年期までの心身の健全な成長のための支援を進めます。

■ 施策の方向

- (1) 子どもの健康の確保
- (2) 子どもの心身の豊かな成長への支援
- (3) 子どもの学習環境の充実
- (4) 子ども自身の悩みに対する相談や指導

基本目標 4 専門的な支援や保護が必要な子どもへの取組を進めます

発達に不安がある子どもとその保護者への相談環境の充実や支援を進めるとともに、虐待に対する相談体制を強化し、早期発見・予防・早期対応への取組を進めます。

■ 施策の方向

- (1) 発達に不安がある子どもやその家族への支援
- (2) 虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援

4 施策の体系

この計画は、基本理念を実現するため、4つの基本目標で構成されています。

【基本理念】

子ども一人一人の健やかな成長と子育てをみんなで支えるまち いせはら

【基本目標】

基本目標1

仕事と子育ての両立を支援します

【施策の方向】

- (1) 教育・保育の充実による子育て家庭への就労支援
- (2) 多様なニーズに対する保育サービス

基本目標2

子育ての不安や悩みを地域全体で支えます

- (1) 子育て力向上のための支援
- (2) 地域で子育てを支援する環境の整備
- (3) 子育て家庭への経済的支援

基本目標3

子どもが健やかに暮らし成長できる環境をつくれます

- (1) 子どもの健康の確保
- (2) 子どもの心身の豊かな成長への支援
- (3) 子どもの学習環境の充実
- (4) 子ども自身の悩みに対する相談や指導

基本目標4

専門的な支援や保護が必要な子どもへの取組を進めます

- (1) 発達に不安がある子どもやその家族への支援
- (2) 虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援

基本目標 1 仕事と子育ての両立を支援します

施策の方向（1）教育・保育の充実による子育て家庭への就労支援

私たちそれぞれが理想とする、よりよい生活、よりよい子育てを実現するため、仕事と家庭生活を両立することは欠かせません。

家庭を支え、子どもたちを保育できるよう、これまで本市では、伊勢原エンゼルプラン、いせはらっ子応援プラン（前期計画）、いせはらっ子応援プラン（後期計画）により、計画的に保育サービスの拡充を図ってきましたが、保育所の整備目標を上回る需要の増加により、現時点においても待機児童が発生しています。

乳幼児期の子どもの成長は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。今後は、教育と保育を一体的に提供できる認定こども園を始め、全ての子どもが、保護者の希望する質の高い教育・保育や子育て支援を受けられるよう、環境整備に向けた取組を進めます。

NO.1 通常保育事業		(保育課)	
事業目的	保育の必要な子どもに対し、必要な保育を提供することで子育てしやすい環境を整備します。		
事業内容	保育所、認定こども園で、保護者の就労又は疾病などにより保育を必要とする子どもに対して保育を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	待機児童数の減少	待機児童 14人	待機児童 0人

NO.2 認定こども園の推進		(子ども子育て制度計画担当) (保育課)	
事業目的	幼稚園と保育所の良さをあわせもつ認定こども園を推進し、幼児期における教育と保育の充実を図ります。		
事業内容	幼児教育・保育・地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」の普及・促進を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	認定こども園の数	認定こども園 0園 ※・幼稚園 10園 ・保育所 11園	認定こども園 10園

NO.3 幼児教育施設等整備費補助		(子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	幼児教育施設等が行う施設整備に要する経費に対し補助を行い、幼児教育の振興・環境整備に努めます。		
事業内容	幼稚園、認定こども園の施設整備に要する経費に対して助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	私立幼稚園、認定こども園に対する補助	実績 0 園 (対象施設 10 園) ※必要に応じて予算化	1 園

NO.4 地域型保育事業		(子ども子育て制度計画担当) (保育課)	
事業目的	多様な保育ニーズに的確に対応するため、小規模保育事業等、地域型保育事業の普及・促進を図ります。		
事業内容	新制度で創設される小規模保育事業を始めとする「地域型保育事業」の普及促進を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	地域型保育事業者数の増加	0 か所	小規模保育事業 5 か所 家庭的保育事業 2 か所

NO.5 産休明け保育事業		(子ども子育て制度計画担当) (保育課)	
事業目的	就労先の状況等により育児休業が取りにくい家庭の保育ニーズに対応します。		
事業内容	産後8週間を経過した子どもの保育を行います。 利用状況を見ながら事業の方向性を決定します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	生後8週から5か月までの子どもの待機の数	(H26 実績) 待機児童 0 人	待機児童 0 人
	産休明け保育事業実施箇所数の増加	(H26 実績) 実施 4 園	実施 4 園

NO.6 延長保育事業		(子ども子育て制度計画担当) (保育課)	
事業目的	保護者の就労形態の多様化による通常保育時間外の保育ニーズに対応します。		
事業内容	保育所、認定こども園で延長保育を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	申込に対する利用率	申込に対する利用率 100% (実施箇所 保育所 11 園)	利用率 100% ※実施 保育所 10 園 認定こども園 10 園

NO.7 休日保育事業		(子ども子育て制度計画担当) (保育課)	
事業目的	保護者の就労形態の多様化による休日の保育ニーズに対応します。		
事業内容	休日の日中、保育を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	申込に対する利用率	申込に対する利用率 100% ・実施 1 園 ・利用者 66 人 ・利用希望 66 人	申込に対する利用率 100% ・実施 1 園

NO.8 乳児保育推進助成		(保育課)	
事業目的	低年齢児の入所希望に対して保育の提供体制を確保します。		
事業内容	民間保育所の乳児保育にかかる費用に対し助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	待機児童数の減少	待機児童 0 人 (実施 6 園)	待機児童 0 人 (実施 6 園)

NO.9 日中一時支援事業		(障害福祉課)	
事業目的	障害児の日中における活動の場を確保し、障害児を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減、障害児の家族の就労を支援します。		
事業内容	利用希望者に対して利用計画の聞き取り・相談を行い、必要性を勘案して、サービスを支給決定します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	利用希望者に対するサービス支給	支給決定者数 223 人	利用希望者に対するサービス支給

NO.10 民間保育所施設整備補助		(保育課)	
事業目的	民間保育所が行う施設整備に要する経費に対し補助を行い、待機児童解消を図ります。		
事業内容	民間保育所施設の改築・整備に要する経費に対して助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	各年度 1 園程度	1 園	1 園

NO. 11 民間保育所運営費等助成事業		(保育課)	
事業目的	民間保育所の経営基盤の強化を図り、保育サービスを充実します。		
事業内容	民間保育所の運営費等を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	民間保育所 7 園	7 園	7 園

NO. 12 民間保育所建設費借入償還金助成		(保育課)	
事業目的	民間保育所の施設整備等に関する負担を軽減します。		
事業内容	民間保育所が施設整備及び設備整備のために福祉医療機構等から借入した場合の償還元金について、助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	償還対象の民間保育所 (3 園)	3 園	1 園

NO. 13 認可外保育施設補助		(保育課)	
事業目的	認可外保育施設の安定的経営を促進します。		
事業内容	認可外の保育施設に対して、その運営費等を補助します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	市内の子どもが入所する施設に対する補助	5 園	対象となる認可外保育施設全て

NO. 14 多様な主体の参入を促進する事業		(子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	全ての子どもと保護者が、法に基づく給付を受けながら、希望する教育・保育を受けられるよう、提供体制の整備に向けた検討を進めます。		
事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための方策について、教育・保育の受給バランスを勘案して、必要な措置を講じます。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	事業の必要性の検討	新規事業	保育ニーズと提供体制の状況を見ながら、事業の必要性について検討

NO. 15	放課後児童健全育成事業 (児童コミュニティクラブ事業)	(子育て支援課)	
事業目的	放課後等に児童の預かりを行い、児童の健全育成を図ります。		
事業内容	保護者が就労や病気などで児童の世話をすることができない家庭を対象に、放課後等に児童が安全に自由に生活できる場として「児童コミュニティクラブ」を開設し、遊びを通じた生活指導を行います。また、教育委員会や小学校と情報共有を図り、余裕教室や特別教室、体育館等の利用について調整し、放課後子ども教室とあわせた総合的な放課後対策を推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	利用希望に対する実利用者の割合	利用希望に対する実利用者の割合 100% (・利用希望者 638人 ・実利用者 638人)	利用希望に対する実利用者の割合 100%
	新たな実施箇所数の増加	市内全小学校区で実施 17か所 (13クラブ、定員670人) ※H26年19か所に増加	市内全小学校区で実施 24か所 延べ7か所の増加
	委託先拡大の検討	全13クラブ中4クラブ	委託先拡大の検討
	民間クラブに対する補助金対象の拡大	民間クラブ補助対象 2事業所	民間クラブ補助対象継続 実施 2事業所 補助対象クラブの拡大の 検討
開所時間の延長に係る取組	午後6時30分までの開所	・午後7時00分までの開所時間延長の実施(H27) ・利用ニーズに基づく延長の検討	

NO. 16	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	(子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	仕事と子育てや介護との両立を支援するための制度や先進的な取組事例などを学び、各種制度が普及し、子育て中の保護者が働きやすい職場環境を整備します。		
事業内容	国や県などの関係機関等との連携・ネットワーク形成を図りながら、働き方の見直しと多様な働き方の実現に向け、市民、事業者、それぞれの立場でのワーク・ライフ・バランスの理解を深める取組を進めます。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、啓発活動	研修の実施(事業者向け) 年1回	研修の実施(市民向け、事業者向け) 各年1回

NO. 17	再就職への支援	(商工観光振興課)	
事業目的	求職者に対する職業相談・紹介を行い、就業機会の拡大を図ります。		
事業内容	出産等により退職し、その後復職を希望する人に対する就業支援を推進します。 ・伊勢原市ふるさとハローワークにおける就業相談、紹介などの実施。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	就業相談の実施	就業相談件 13,706件/年	伊勢原市ふるさとハローワークにおいて就業相談、紹介などを実施
	紹介件数	紹介件数 3,862件/年	

NO. 18 男女共同参画事業の推進		(人権・男女共同参画推進担当)	
事業目的	男女がその人らしく生きる社会を目指します。		
事業内容	男女共同参画社会の実現に向けて、普及啓発活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原市男女共同参画推進委員会の運営 ・いせはら男女共同参画フォーラムの開催 ・ききょうフォーラム通信の作成・発行 ・男女共同参画講座の開催 ・男女共同参画に関する情報提供、啓発誌等の作成発行 		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	男女共同参画フォーラム開催回数	1回	1回
	啓発講座等の開催回数	6回	6回
	子育て中の保護者に向けた開催内容の検討	子育て中の保護者に向けた開催内容の検討	子育て中の保護者に向けた開催内容の検討



施策の方向（２）多様なニーズに対する保育サービス

日頃、保育所等を利用していない在宅の子育て家庭においても、残業や急な出勤、出張、保護者の通院、冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校行事への参加など、日常生活上の様々な事情から、突発的あるいは一時的に保育が必要となる場合があります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化から、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援に対するニーズも増加しています。

本市では、保育所での一時預かり、子どもが病気になったときの病後児保育等の保育事業を実施するほか、地域における相互扶助を活用したファミリー・サポート・センター事業を充実し、就労の有無にかかわらず、それぞれの家庭の状況に合わせた多様な保育サービスを実施してきました。

今後は、平成26年8月から開始した病児・病後児保育や、認定こども園での一時預かり事業を推進し、保護者が様々な保育サービスの中から、家庭の状況に応じた事業を適切に選択できるよう多様な保育ニーズに対応するための支援に努めていきます。

NO. 19 一時預かり事業		(保育課)	
事業目的	保護者の疾病、育児の負担軽減、一時的な就労による保育ニーズに対応します。		
事業内容	保護者の冠婚葬祭等、緊急時に一時的に保育が必要な場合に、保育所、幼稚園、認定こども園などで預かりを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	一時預かり事業の実施箇所数	保育所 7園 幼稚園預かり保育 10園	保育所 10園 認定こども園 10園 幼稚園預かり保育 1園

NO. 20 ファミリー・サポート・センター事業		(子育て支援課)	
事業目的	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図ります。		
事業内容	市が事務局となり、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	依頼に対する支援率	依頼に対する支援率 100% (・延べ依頼者 2,650人 ・延べ支援者 2,650人)	依頼に対する支援率 100% (・延べ依頼者 5,107人 ・延べ支援者 5,107人)
	依頼会員数の増加	依頼会員数 587人	依頼会員数 680人
	支援会員数の増加	支援会員数 202人	支援会員数 250人
	両方会員数の増加	両方会員数 25人	両方会員数 35人

NO. 21 母子家庭等日常生活支援事業		(子育て支援課)	
事業目的	ひとり親家庭等の自立と生活の安定を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等が、病気等で一時的に家庭支援等のサービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣することにより、日常生活における生活援助と育児支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	利用希望に対する支援の実施	利用希望者 なし	利用希望に対する支援の継続実施

NO. 22 病児・病後児保育事業		(保育課)	
事業目的	病中や病気回復期にある児童の保育を実施することにより、就労する保護者等を支援します。		
事業内容	病中や病気回復期にあり、集団での保育ができない児童を一時的に看護師や保育士が保育します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	病児保育の実施に伴う利用状況の把握、実施方法の検討 ニーズに応じた提供体制拡大の検討	病後児保育の実施 (延べ 105 人)	実施方法の検討、 ニーズに応じた提供体制 拡大の検討

NO. 23 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ・ショートステイ)		(子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	夜間の一時的な預かり、又は宿泊を伴う預かりに対応し、緊急時にも安心して子どもを預けることができる環境を整備します。		
事業内容	病気や仕事その他の理由から、夜間や宿泊を伴い保護者が不在となり、一時的に家庭で子どもを養育することができない場合や緊急の場合に、児童養護施設等で、必要な保育・保護を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	トワイライトステイ・ショートステイの検討、実施	新規事業	事業実施 実施方法の見直し

【ひとり親家庭、母子家庭・父子家庭等の表記について】

ひとり親家庭等を対象とする事業については、根拠となる法令においてひとり親家庭等の意義が異なり、表記が統一されていません。事業の対象者も、養育者や寡婦を含む場合、含まない場合など統一されていません。

この計画では、事業内容をわかりやすく記載するため、表記を以下のとおり統一します。「母子家庭」及び「父子家庭」について「ひとり親家庭」とし、事業の内容により、「寡婦」や「養育者」、「児童のみの家庭」を含める場合は、「ひとり親家庭等」と表記することとします。

なお、個別事業名については、表記は統一せず、根拠となる法令等に準じた名称で表記します。

ひとり親家庭 : 母子家庭と父子家庭

ひとり親家庭等 : 母子家庭と父子家庭と寡婦や養育者など

基本目標 2 子育ての不安や悩みを地域全体で支えます

施策の方向 (1) 子育て力向上のための支援

家庭は育ちの出発点であり、親子の絆や家族の触れ合いを通じた子どもの人格形成の基礎を培う最も重要な役割があります。しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化から、祖父母や近隣の住民などから、子育てに対する助言や支援、協力を得られない家庭が増加し、また、赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になる保護者も増えており、家庭における子育ての孤立化が社会的な問題となっています。

本市ではこれまで、子育ての意義や子育てに関する知識を学ぶ講座の開設や、中高生を対象とした保育体験の実施などにより、子どもとの接し方、子を産み育てることに対する理解を深める取組を進めてきました。

今後も、子育てに関する情報提供や相談の場の確保、学習機会の提供などを通し、保護者が自己肯定感を持って子育てできる環境を整備し、親が親として成長し、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めていきます。

また、中学生、高校生も含め、地域全体が家庭や命の大切さを知り、地域全体で子育てが必要であることの認識を深めるための取組を進めます。

NO. 24 利用者支援		(子ども子育て制度計画担当)		
事業目的	多種多様な保育サービスや子育て支援サービスの中から、子どもや保護者の家庭の状況に応じた事業を選択し、円滑に利用できるよう支援し、適切な子育て支援サービスの利用につなげます。			
事業内容	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。			
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)	
	利用者支援拠点の整備	新規事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法の検討 ・事業実施 2 か所 ・必要に応じた実施箇所数の見直し 	

NO. 25 幼児家庭教育学級等		(社会教育課)		
事業目的	家庭における教育力の向上を支援します。			
事業内容	幼児家庭教育学級等の講座を実施し、親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援するとともに、子どもが保育を通じて同年代の子どもたちと集団生活を学ぶ機会を提供します。			
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)	
	幼児家庭教育学級の実施数	7 公民館で 7 講座実施	7 公民館で 6 講座以上実施	

NO. 26 母子父子福祉相談		(子育て支援課)	
事業目的	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と向上のために自立援助の相談相手となり、福祉の増進を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等の生活一般、子育て、生活援助などに関し、母子父子自立支援員が相談に応じます。また、認可保育所においても、同様のサービスを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	相談の実施件数	相談件数 934 人	相談の継続実施

NO. 27 怒鳴らない子育て練習講座		(子育て支援課) (子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	保護者が子どもに対する具体的なしつけの仕方(効果的なほめ方、わかりやすいコミュニケーションのとり方など)を学び、日々の育児に取り入れることでしつけ等への精神的な負担を軽減します。		
事業内容	2～3歳の子どもを持つ保護者を対象に、CSP(コモンセンス・ペアレンティング)という手法を使い、しつけの方法を具体的に練習し、しつけの負担感を減らします。また、4歳以上の子どもを持つ保護者に対しても効果的な実施体制や実施方法を検討し、対象年齢の拡大に向けた取組を進めます。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	講座の開催	2～3歳児講座 1講座7日間を年4回	2～3歳児講座 1講座7日間を年4回 対象年齢の拡大の実施

NO. 28 家庭教育講演会		(社会教育課)	
事業目的	家庭、学校、地域が連携して子育てを支援する意識を醸成します。		
事業内容	家庭教育の一助として、家庭と地域社会の関わりや、子どもを心身ともに健やかに育てるために何をすべきかなど、各テーマを設定して、家庭教育について考える機会を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	市内4中学校で年1回開催 ・中沢中学校区 ・伊勢原中学校区 ・成瀬中学校区 ・山王中学校区	市内4中学校で年1回開催 ・中沢中学校区 参加者 100人 ・伊勢原中学校区 参加者 105人 ・成瀬中学校区 参加者 156人 ・山王中学校区 参加者 141人	4中学校区で 年1回開催

NO. 29 母親・父親学級		(子育て支援課)	
事業目的	妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及啓発とともに、育児の孤立化を予防するため父親の育児参加や、仲間づくりを図ります。		
事業内容	初妊婦やその夫を対象に、妊娠や出産、育児、栄養に関する知識を習得できるよう教室を開催します。また、教室を通じた仲間づくりや、妊娠中や産後の不安軽減のためのフォローアップを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	母親父親学級の開催回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日開催 1 講座 3 日間を年 6 回 (延べ 208 人参加) ・ 土曜日開催 年 6 回 (延べ 188 人参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日開催 1 講座 3 日間を年 6 回 ・ 土曜日開催 年 6 回

NO. 30 多胎児教室		(子育て支援課)	
事業目的	双子や三つ子などの多胎児は、保護者の心身への負担が大きいため子育て教室を開催し、育児に関する情報提供、交流を通じて精神的なストレスの軽減を図ります。		
事業内容	双子や三つ子などの多胎児の保護者に対して、子育てに関する教室を開催して、精神的な負担の軽減及び健康の保持を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	教室の開催回数	年 3 回 (13 組参加)	年 3 回開催



施策の方向（２）地域で子育てを支援する環境の整備

子ども・子育て支援を質・量共に充実させるためには、行政のみならず、家庭や地域、その他社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性を認識し、それぞれの役割を果たすことが欠かせません。

本市ではこれまで、地域全体で子育てを支援するためにファミリー・サポート・センター事業の充実、子育て経験者を活用した子育てサポーターの養成、子育て相談体制の充実、子育ての孤立化の解消に取り組んできました。

今後も、子育てしている家庭が、孤立しないよう地域でいつでも相談できる体制を整備するとともに、地域や社会に見守られながら、また、子育てしている保護者自身も社会の一員として役割を果たすことができるよう、人材育成や体制の整備に努めます。

NO. 31 地域子育て支援拠点事業		(子育て支援課)	
事業目的	子育て支援の拠点としての機能を発揮して、母親たちの孤立感や育児の不安の軽減・解消を図るとともに、ゆとりをもって育児を楽しめる環境づくりを構築します。		
事業内容	地域で孤立しがちな母親の子育ての不安やストレス、悩みを解消するため、子育て支援センターに子育てアドバイザーを配置し、相談や指導を行うとともに、親子の遊びや息抜き、情報交換、仲間づくりの場を提供します。また、乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで精神的な安心感を持ち、問題解決の糸口となる場として、「つどいの広場」を展開します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	相談の拠点箇所数の充実 ・子育て支援センターの箇所数	子育て支援センター 1か所 (利用者 11,639人)	・子育て支援センター 1か所 ・利用者支援の実施 ・平日に加えた土曜日開設、運用の見直し
	つどいの広場の箇所数	つどいの広場 1か所 (利用者 7,518人)	つどいの広場 3か所 (延べ2か所増設)
	子育てひろばの箇所数	子育てひろば 5か所 (利用者 3,993人)	子育てひろば 5か所

NO. 32 子育てサポーター養成事業		(子育て支援課)	
事業目的	乳幼児のいる保護者の相談に対応する「子育てサポーター（ボランティア）」を養成し、地域の民生委員児童委員等と連携し、子育て支援の充実を図ります。		
事業内容	子育てをサポートする「子育てサポーター（ボランティア）」を養成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	子育てサポーター養成による登録数の増加	登録人員 142人 (新規養成 9人)	登録人員 160人 (新規養成 15人)

NO. 33 子育てグループの活動支援		(子育て支援課)	
事業目的	保護者と児童が一体となった子育て環境の構築に向け、活動支援の充実を図ります。		
事業内容	子育て中の保護者のグループが、自主的・継続的に行う乳幼児の保育活動や情報交換、親子交流などのうち、一定の要件を満たすものについて、活動費の一部を助成し、その活動を支援します（コミュニティ保育推進事業）。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	実施団体に対する活動支援として助成の実施率	補助実施率 100% (・対象団体1グループ・ 補助実施団体1グループ)	補助実施率 100%

NO. 34 地域育児センター事業		(保育課)	
事業目的	地域における子育てのニーズにきめ細やかに対応するため、地域育児センター機能の充実を図ります。		
事業内容	保育所の専門的機能を活用し、認可保育所において育児相談や園庭開放、三世代交流型支援など様々な子育て支援を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	育児相談	・ 公立保育所 4園 (延べ143件) ・ 民間保育所 7園 (延べ504件)	育児相談を実施
	園庭開放	・ 公立保育所 4園 (延べ137人) ・ 民間保育所 7園 (延べ1,043人)	園庭開放の実施
	三世代交流型支援	・ 公立保育所 4園 (延べ109回) ・ 民間保育所 7園 (延べ37回)	三世代交流型支援の実施

施策の方向（3）子育て家庭への経済的支援

子育てを巡る家庭の状況は、各家庭により様々ですが、子ども・子育て支援は、子どもの生存と発達が保障されるよう、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものでなければなりません。各家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

本市ではこれまで、児童手当を始め、ひとり親家庭や障害児の生活を支援するための手当、多子世帯に対する保育料の軽減、小児医療費の助成制度など、子どもの成長を支えるための経済的支援を行ってきました。

今後も、全ての子育て世帯が、身近な地域において、経済的に安心して子どもを産み育てることができるよう、また、可能な限り保護者の希望する教育・保育を受けられるよう、家庭状況に応じた経済的支援の充実に努めます。また、経済的な支援が必要なひとり親家庭については、児童扶養手当や自立支援教育訓練に係る経費の支援などを継続し、経済的困窮の解消や自立に向けた支援を行います。

NO. 35 児童手当支給		(子育て支援課)	
事業目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを、社会全体で応援します。		
事業内容	中学校修了までのこどもを対象として、親等に児童手当を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	受給対象者に対する支給	受給者 7,987人 (内、特例給付 709人) ※対象児童数 13,110人	受給対象者に対する継続実施

NO. 36 小児医療費助成事業		(子育て支援課)	
事業目的	小児の健全な育成及び健康の増進を支援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。		
事業内容	0歳から中学校卒業までの子どもの入院や通院にかかる医療費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	医療費の助成の実施	実施件数 140,585件	医療費の助成の継続実施
	通院医療費の対象年齢の拡大 ・小学6年生まで (一定の所得制限を設ける)	通院医療費の対象年齢 ・小学3年生まで (所得制限なし)	小学6年生まで (一定の所得制限を設ける)

NO. 37 出産育児一時金の支給		(保険年金課)	
事業目的	出産にかかる妊産婦の経済的負担を軽減します。		
事業内容	国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産育児一時金を支給します。 ・支給単価 42万円		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	受給対象者に対する実受給者の割合	受給対象者に対する実受給者の割合 100% (・受給対象者 133人 ・実受給者 133人)	受給対象者に対する実受給者の割合 100%

NO. 38 幼稚園就園奨励費補助		(子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	幼児教育の充実・振興及び保護者の経済的負担を軽減します。		
事業内容	私立幼稚園に通う子どもの保護者に対して、所得に応じた補助を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	幼児教育の充実のための助成の実施	私立幼稚園 10園で実施 (延べ1,107人)	私学助成制度の適用を受ける私立幼稚園 1園

NO. 39 多子世帯保育料・利用者負担額の軽減		(保育課) (子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	保育料・利用者負担額にかかる保護者の経済的負担を軽減します。		
事業内容	同一世帯で2人以上の子どもが施設型給付費を受ける施設等に入所する場合に、階層に応じて保育料・利用者負担額を減額します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	対象者への補助の実施率	・50%軽減 224人 ・免除 18人	補助対象者に対する補助実施率 100%
目 標	制度周知	制度周知 ・広報 ・対象の家庭へのチラシの送付	制度周知

NO. 40 実費徴収に伴う補足給付		(子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	保護者の世帯所得の状況に応じ、教育・保育に必要な財政的な支援を行うことで、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。		
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などの助成を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	国制度を活用した補助の実施	新規事業	対象世帯に対する補助の実施

NO. 41 児童扶養手当支給		(子育て支援課)	
事業目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、対象となる児童の福祉の増進を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等に所得に応じた手当を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	受給対象者に対する支給	受給者数 547 人 (・全部支給者 276 人 ・一部支給者 271 人) ※受給権者数 638 人 全部支給停止者数 91 人	受給対象者に対する支給継続実施

NO. 42 ひとり親家庭等医療費助成事業		(子育て支援課)	
事業目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、経済的負担を軽減します。		
事業内容	ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、家族が病気等で受診したときの医療費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	対象者への補助の実施	実施 1,630 人(658 世帯)	対象者への補助の継続実施

NO. 43 ひとり親家庭等入学支度金支給		(子育て支援課)	
事業目的	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、児童が小学校・中学校に入学する際に入学支度金を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	対象者への支給の実施	支給の実施 ・小学校 36 人 ・中学校 64 人	対象者に対する支給継続実施

NO. 44 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度		(子育て支援課)	
事業目的	所得が不安定なひとり親家庭等が、貸付を活用して安定した生活を送れるよう支援します。		
事業内容	ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉の増進を図ることを目的として、低金利又は無利子で資金を貸し出します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	対象者への貸付の実施	貸付総件数 501 件	対象者への貸付の継続実施

NO. 45	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業		(子育て支援課)
事業目的	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業や高等技能訓練促進事業により、ひとり親家庭の自立を支援します。		
事業内容	母子家庭の母又は父子家庭の父が自立して生計を維持するための教育訓練講座を受講した場合に、その受講料の一部を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	申請者への補助の実施	申請者 1人	申請者への補助の継続実施

NO. 46	要保護及び準要保護児童生徒就学援助		(学校教育課)
事業目的	経済的な理由で就学困難と認められる家庭に対して、必要な援助を行い、児童生徒が等しく教育を受けることのできる環境をつくります。		
事業内容	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	市内公立小中学校 14 校及び県立中等教育学校 1 校在籍の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の助成を実施	助成実施数 775 人	市内公立小中学校 14 校及び県立中等教育学校 1 校在籍の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の助成を継続実施

NO. 47	障害児福祉手当支給		(障害福祉課)
事業目的	身体・知的障害のある在宅の重度障害児の福祉の増進を図ります。		
事業内容	常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害児に、手当を支給します(手当額については物価の変動により改定あり)。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	受給対象者に対する手当の支給	受給者 51 人	受給対象者に対する手当の支給

NO. 48	特別児童扶養手当支給		(障害福祉課)
事業目的	一定の身体障害・知的障害・精神障害の状態にある児童について手当を支給し、福祉の増進を図ります。		
事業内容	一定の身体障害・知的障害・精神障害の状態にある児童を監護している保護者に対して、手当を支給します(手当額については物価の変動により改定あり)。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	受給対象者に対する手当の支給	受給者 155 人	受給対象者に対する手当の支給

NO. 49 特別支援学級児童生徒就学支援		(学校教育課)	
事業目的	特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して学用品費等の助成を行い、経済的負担の軽減及び特別支援教育の普及奨励を図ります。		
事業内容	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、子どもの学習活動にかかる費用の一部を助成します。また、教育センター等と連携をとり、経済的な支援を必要としている全ての家庭に支援を提供できる体制を整え、保護者の経済的負担の軽減及び特別支援教育の推進を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	市内公立小中学校 14 校の特別支援学級に児童生徒が在籍している、経済的な支援が必要な家庭に対して、学用品費等の助成を実施	助成実施数 88 人	市内公立小中学校 14 校の特別支援学級に児童生徒が在籍している、経済的な支援が必要な家庭に対して、学用品費等の助成を継続実施

NO. 50 特別支援学校在学者福祉手当支給		(障害福祉課)	
事業目的	特別支援学校に在学している障害児の福祉の増進を図ります。		
事業内容	特別支援学校に在学している障害児に対して、手当を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	受給対象者に対する手当の支給	受給者数 ・小学部以下 23 人 ・中学部以上 64 人	受給対象者に対する手当の支給

NO. 51 重度障害者医療費助成		(障害福祉課)	
事業目的	重度障害児に対して、医療費の一部を助成することにより、障害児の保健向上と福祉の増進を図ります。		
事業内容	重度の障害児が医療機関を受診した場合に、保険対象医療費の自己負担分の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	受給対象者への医療証の交付	障害児医療証交付者数 94 人	受給対象者への医療証の交付

NO. 52 自立支援医療（育成医療）費給付		(障害福祉課)	
事業目的	障害を除去し、又は軽減するための医療費の一部を助成することにより、保健向上と福祉の増進を図ります。		
事業内容	18 歳未満で身体に障害のある児童が指定された医療機関でその障害を除去し、又は軽減するために治療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	給付対象者への医療費の給付	給付件数 105 件	給付対象者への医療費の給付

NO. 53 養育医療費助成事業		(子育て支援課)	
事業目的	病院又は診療所に入院が必要となる未熟児に対し、その養育に必要な医療費を給付し、成育能力を得させます。		
事業内容	出生時体重が 2,000 g 以下又は身体の諸機能が未熟なために入院が必要となる乳児が指定養育医療機関において治療を行う場合に、入院医療にかかる費用の全部又は一部を給付します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	受給対象者に対する支給	受給者 15 人	受給対象者に対する支給 継続実施

NO. 54 不育症治療費助成事業		(子育て支援課)	
事業目的	不育症に悩む夫婦に対して治療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。		
事業内容	不育症と診断され、医療保険が適用されない治療が必要と認められた夫婦に対して1年度につき、20万円を限度として助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	助成の実施	新規事業として体制の整備をした	助成の継続実施
	制度周知	制度周知の準備	事業の市民への普及啓発



©fumira

基本目標 3 子どもが健やかに暮らし成長できる環境をつくります

施策の方向 (1) 子どもの健康の確保

女性にとって妊娠・出産期は、短期間での心身の大きな変化に加えて、出産と同時に「母親」という立場が加わり、ライフスタイルも大きく変わります。このような不安や悩みを生じやすい時期は、産後うつ等で心身共に体調も崩しやすい時期であることから、子どものみならず、親に対する健康支援も求められます。

本市ではこれまで、妊婦・乳幼児の健康診査を通し、妊婦や乳幼児の健康の確保に努めるとともに、乳児家庭全戸訪問を始めとする訪問事業を通し、出産後の母子の健康管理、子育てに関する相談支援を推進してきました。

今後も、母子の健康の確保に向けて妊婦・乳幼児の健康診査を推進するとともに、疾病や障害の早期発見、治療の推進、支援の必要な家庭の早期発見、虐待の防止などを図るため、安心して安全な出産と子育てができるよう、子どもと親の健康の確保に向けた取組を進めていきます。

また、子どもの発達に不安が見られる場合には、発達に関する相談やフォローアップの教室を行い、保護者と一緒に子どもの状況を正しく把握し、一人一人の状況に応じた子育てを支援していきます。

NO. 55 妊婦健康診査		(子育て支援課)	
事業目的	妊婦、胎児の健康保持・増進、異常の早期発見と対応により、安心、安全に出産できるよう支援します。		
事業内容	妊娠届時に妊婦健康診査の補助券を配付し、妊娠中の医療機関での健康管理を促します。妊婦・胎児の状態の確認や異常を早期に発見し、早期対応、早産・死産の防止、心身障害の発症予防のため、妊娠中の健康管理を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	妊婦健康診査受診の補助券の配付・説明の実施率	実施率 100% (・配付数 927 冊 ・妊婦健康診査受診率 94.2%)	実施率 100%

NO. 56 乳児家庭全戸訪問事業		(子育て支援課)	
事業目的	生後4か月までの子どもがいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞き、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境を整備します。		
事業内容	生後4か月までの全ての乳児を対象に、第1子や健康に問題等のある乳児のいる家庭については保健師や助産師が、第2子以降で乳児や保護者に特に問題がない家庭には民生委員・児童委員と子育てサポーターが、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	訪問対象者に対する訪問実施数の実施率	実施率 100% (・訪問対象者 849 人 ・訪問実施数 849 人)	実施率 100%

NO. 57 訪問指導（妊産婦、未熟児、乳幼児）		（子育て支援課）	
事業目的	家庭訪問により母親や乳幼児などの健康を守ります。また、育児の孤立化等を防ぎ児童虐待を未然に防止します。		
事業内容	若年の妊婦や、初めて子どもを産んだ母親、健康に問題のある乳幼児の家庭を保健師や助産師が訪問し、健康状況の把握を行うとともに、保健指導等、育児の支援を行います。また、保護者の養育能力に不安がある家庭や、乳幼児健康診査未受診者の家庭などを訪問し、受診勧奨や養育状況の把握を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H25）	目標値（H31）
	訪問対象者に対する訪問実施数の実施率	実施率 100% （・訪問対象数 513 件 ・訪問実施数 549 件）	実施率 100%

NO. 58 母子父子健康手帳の交付		（子育て支援課）	
事業目的	妊娠、出産、育児について必要な情報を提供します。		
事業内容	妊娠届時に母子・父子手帳等を配付して、妊娠や出産、育児に安心して臨めるように必要な情報を提供します。また、予防接種や成長、発達記録として今後の育児に役立てるよう活用します。		
目 標	目標指標	現状値（H25）	目標値（H31）
	母子父子手帳等の配付対象者に対する配付率	配付率 100% （・配付対象者 927 人 ・配付数 927 冊）	配付率 100%

NO. 59 各種健康診査		（子育て支援課）	
事業目的	成長、発達を確認し、問題の早期発見を支援するとともに、育児に関する必要な情報を提供します。		
事業内容	健康診査の受診率の増加と健康診査に来ない人への参加を促します。 ・健康診査（4か月、お誕生日前、1歳6か月、2歳児歯科、3歳児）、健康相談（7か月）		
目 標	目標指標	現状値（H25）	目標値（H31）
	乳幼児健康診査受診率	各種健康診査の受診率 ・4か月 98.9% ・7か月 95.0% ・お誕生日前 91.2% ・1歳6か月 97.4% ・2歳 92.8% ・3歳 95.9% ※健康診査に来ない人への支援 ①4か月：電話で状況の確認、受診の勧奨 ②7か月、1歳6か月、2歳、3歳：翌月受診勧奨ハガキ →未受診であれば電話勧奨 *①②でも未受診の場合、原則家庭訪問を実施する。	乳幼児健康診査受診率 100%

NO. 60 健康診査時集団指導		(子育て支援課)	
事業目的	保護者が各年齢に応じた育児に関する知識の習得を支援します。		
事業内容	健康診査時に、各月齢の発育、発達、事故防止、予防接種など、その他栄養や歯科に関わること及び子育てについての集団指導を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	健康診査における集団指導の実施回数	集団指導 120 回 (参加者 4,026 人)	集団指導 120 回

NO. 61 健康診査未受診者への指導 (家庭訪問)		(子育て支援課)	
事業目的	乳幼児健康診査の未受診者の家庭を訪問し、受診勧奨をします。		
事業内容	各種乳幼児健康診査未受診者に対し、乳幼児の健全な発達、発育確認、虐待防止のため、保健師が訪問し、受診勧奨を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	乳幼児健康診査未受診者に対する、家庭訪問・受診勧奨の実施率	実施率 100% (・訪問対象者 54 人 ・訪問件数 54 件)	実施率 100%

NO. 62 育児教室		(子育て支援課)	
事業目的	1歳6か月児・3歳児健康診査や2歳児歯科健康相談などの後に、発達等が気になる子どもへのフォローアップをします。		
事業内容	1歳6か月児・3歳児健康診査や2歳児歯科健康相談などの後に発達等が気になる子どもを対象に、小集団(育児教室)の中で経過観察をします。 親子で集団的な遊びや個別相談を通じて指導や助言を行い、健全な発育や発達を促します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	わんわん教室の開催回数	わんわん教室 24 回 (45 人)	わんわん教室の継続的な開催 年 24 回実施
	ダンボ教室の開催回数	ダンボ教室 24 回 (42 人)	ダンボ教室の継続的な開催 年 24 回実施

(再) 発達(療育)相談		(子ども家庭相談室)	
事業目的	専門職による療育相談を行い、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげ、子育てに対する不安の解消を図ります。		
事業内容	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児から18歳未満の児童に関する発達(療育)相談に応じ、専門的な助言及び支援をします。特に、相談支援体制を18歳未満の児童まで拡大し、関係課との連携を強化し、一貫した体制の充実を図るとともに、支援の方針を検討します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	乳幼児発達(療育)相談の実施	乳幼児発達(療育)相談の実施 1,973件 (実人数 115人)	乳幼児発達(療育)相談の実施
	支援方針検討会の定期的開催(他機関合同処遇検討)	支援方針検討会 (他機関合同処遇検討) 月1回開催	支援方針検討会 (他機関合同処遇検討) 月1回開催
	乳幼児巡回相談の周知、体制確保	乳幼児巡回相談の周知、実施 週1日の職員配置で各園訪問 11回(対象児16人)	乳幼児巡回相談の周知、体制の確保 週1日職員配置
	乳幼児から18歳未満児の児童に至る一貫した相談体制の整備に向けた検討・運用	乳幼児から18歳未満の児童に至る一貫した相談体制の整備に向けた検討	乳幼児から18歳未満の児童に関わる相談支援体制の確立

NO.63 乳幼児精密検査		(子育て支援課)	
事業目的	乳幼児健康診査において要精密検査となった乳幼児について精密検査の受診勧奨をします。		
事業内容	乳幼児の精密検査を実施します。また、精密検査対象者の受診を促します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	精密検査対象者の受診率	受診率 94.7% (・精密検査対象者 19人 ・精密検査を受診した人数 18人)	受診率 100%

NO.64 乳幼児健康教育		(子育て支援課)	
事業目的	地域での子育てグループ等の希望により、地区へ出向いて子育てに関する知識の習得を支援します。		
事業内容	乳幼児やその家庭の健康保持・増進を図るため、保健師等が地区の公民館やコミュニティセンターなどに出向いて健康知識の普及や実技指導などを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	健康や育児に関する知識の普及や実技指導の実施回数	年4回実施 (29人参加)	健康や育児に関する知識の普及や実技指導を実施

NO. 65	乳幼児健康教室	(子育て支援課)	
事業目的	健康問題等への知識と技術を普及・啓発します。		
事業内容	乳幼児の健康問題等について、子どもとその保護者又は関心のある保護者を対象に、問題や対象別に医師その他の専門職による講演会や保健指導教室を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	乳幼児の健康問題等についての研修会の開催回数	年 2 回実施 (延べ 32 人参加) ※開催内容 ・アレルギーに関するこ と ・予防接種に関するこ と	年 2 回実施

NO. 66	乳幼児健康相談 (すくすく健康相談)	(子育て支援課)	
事業目的	乳幼児の成長発達を促すため、地区公民館等で計測や健康相談を実施します。		
事業内容	乳幼児の健全な成長や発達を促すため、地区公民館等において、身長・体重計測、健康相談(育児、母乳、栄養、歯科)などを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	健康診査、相談の実施回数	市内 6 か所、42 回開催 (相談件数 延べ 2092 件)	市内 6 か所 年 42 回実施

NO. 67	各種予防接種	(健康管理課)	
事業目的	感染症の予防と重篤化防止のため、法で定められた予防接種を実施します。		
事業内容	予防接種法で定められた予防接種を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	定期接種の実施	定期接種の実施 ・ 13 種類	定期接種の実施 ・ 13 種類
	制度周知	周知方法 ・ 市ホームページ ・ 広報いせはら ・ 健康カレンダー ・ ハガキによる受診勧奨 ・ 診療所等へのポスター 掲示 ・ 乳幼児・就学前健康診 査時に受診勧奨通知を 同封 ・ 小学校を通じた受診勧 奨通知	周知方法 ・ 市ホームページ ・ 広報いせはら ・ 健康カレンダー ・ ハガキによる受診勧奨 ・ 診療所等へのポスター 掲示 ・ 乳幼児・就学前健康診 査時に受診勧奨通知を 同封 ・ 小学校を通じた受診勧 奨通知

NO. 68		健康カレンダーの配布		(健康管理課)	
事業目的	感染症予防や健康づくりのため、予防接種や乳幼児の健康診査などの情報を周知します。				
事業内容	健康診査、予防接種などの日程等を掲載した「健康カレンダー」を新聞折込及び市役所窓口、各公民館などで配布します。				
目 標	目標指標	現状値 (H25)		目標値 (H31)	
	新聞折込及び市役所窓口、各公民館などで配布	配布数	43,000 冊	新聞折込及び市役所窓口、各公民館などで配布	

NO. 69		二次救急小児科医療体制の整備		(健康管理課)	
事業目的	救急医療体制を整備することで安定した医療を確保します。				
事業内容	休日夜間における入院・手術の必要な小児の二次救急患者に対し、関係医療機関の協力を得て、適切な医療の供給を図ります。現在は、秦野市と連携し、輪番制で小児救急を実施しており、二次救急患者の確実な受入れを行える体制を整えています。				
目 標	目標指標	現状値 (H25)		目標値 (H31)	
	救急医療の実施率	実施率	100%	実施率 100%	

NO. 70		院内保育の助成		(健康管理課)	
事業目的	院内保育を実施する市内の医療機関に勤務する看護職員等の子育て環境を整備します。				
事業内容	市内で院内保育事業を実施している病院等へ補助金を交付します。				
目 標	目標指標	現状値 (H25)		目標値 (H31)	
	実施医療機関数	実施施設	2 か所	実施施設 2 か所	

NO. 71		マタニティクッキング		(子育て支援課)	
事業目的	初妊婦が妊娠期の健康増進のための、必要な食生活の基本が身につくように必要な支援をします。				
事業内容	初妊婦に対し教室を開催し、試食や栄養教育を通じて食生活の改善を促し、妊婦・胎児の健康を確保します。				
目 標	目標指標	現状値 (H25)		目標値 (H31)	
	教室の開催回数	年 6 回開催 (参加者数 59 人)		年 6 回開催	

NO. 72 離乳食教室		(子育て支援課)	
事業目的	4～6か月児をもつ保護者を対象に離乳食に関する知識の習得を支援します。		
事業内容	離乳食完了に向けた献立や作り方などの実演、乳歯のむし歯予防等、乳幼児の食や栄養に関する正しい知識を伝え、健康維持増進を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	子どもの月齢に応じた教室の実施	毎月1回開催<年12回> (参加者数 212人)	毎月1回開催<年12回>

NO. 73 思春期栄養改善事業		(学校教育課)	
事業目的	中学生の食育の推進を図ります。		
事業内容	思春期におけるカルシウムの必要性を伝えることで、食生活を通じて生徒が自ら健康管理ができるようにするため、中学校で骨密度測定等を実施し、必要に応じて栄養改善を促します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	骨密度測定を取り入れた栄養指導の実施 (中学校4校の各1学年で実施)	骨密度測定を取り入れた 栄養指導の実施 <市内4中学校の中学2年生 対象> ・対象生徒数 891人 ・実施人数 880人	骨密度測定を取り入れた 栄養指導を継続実施

NO. 74 中学校給食導入検討事業		(学校教育課)	
事業目的	中学校給食導入に向けた検討を行うとともに、中学校における食育推進及び保護者・生徒への昼食支援を行います。		
事業内容	市内中学校における給食導入に向け、様々な手法を検討します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H29)
	市立中学校における完全給食実施のための検討	・ミルク給食の実施 ・スクールランチの実施	方針決定

NO. 75 思春期食育事業		(健康管理課)	
事業目的	思春期の世代から望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理の意識の向上を図ります。		
事業内容	市内高等学校で食に関する教育や相談を実施し、自分の体への興味・関心を持って、望ましい食習慣づくりを進めます。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	実施校数の増加	実施校 1校 ※市内中学校数 4校	実施校 2校

施策の方向（２）子どもの心身の豊かな成長への支援

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期とされています。また、この時期は、自立意識や他者理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期でもあります。

本市ではこれまで、青少年の健全育成を目指し、地域と一体となり、様々な体験・交流活動の場を提供し、非行や犯罪から子どもたちを守る環境づくりを進めてきました。

少子化の進行から、健やかな育ちに必要な、同年齢や異年齢の子どもと主体的に関わる機会が減少しているため、今後は、児童コミュニティクラブ及び放課後子ども教室を充実し、放課後の安全な居場所の確保、子ども同士の交流の場の確保に努めます。

また、放課後子ども総合プランに基づき、児童コミュニティクラブ及び放課後子ども教室の連携、一体的な取組を進め、様々な体験活動プログラムを通じた子ども同士の交流機会の拡充を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備していきます。

NO. 76 子ども・若者健全育成支援事業		(青少年課)	
事業目的	青少年育成団体への支援や指導者育成の事業実施を通じて、子ども・若者の健全な育成を推進します。		
事業内容	若者が社会に参加できる仕組みを構築します。また、子ども・若者を健全に育成する人材や団体を養成するとともに、子ども・若者のリーダーを養成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	対象団体への補助の実施	補助実施団体 12 件	補助団体 12 件
	青少年指導員の充足率	青少年指導員充足率 100% (・青少年指導員の必要数 102名<各自治会定員1人> ・青少年指導員 102人)	青少年指導員 充足率 100%

(再) 子ども・若者相談事業		(青少年課)	
事業目的	相談事業や非行防止活動を通じて、困難を抱える子ども・若者やその家族を支援します。		
事業内容	子ども・若者を対象とした相談、困難を抱える子ども・若者の支援、非行・被害防止活動などを実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	相談実施	相談受理件数 206 件	170 件
	制度周知	制度の周知方法 ・市内学校で周知	制度周知
	非行被害防止街頭啓発キャンペーンの実施	年 2 回実施 (7 月)	年 2 回実施 (7 月)
	街頭指導の実施	街頭指導回数 210 回 指導件数 57 件	街頭指導継続実施
	神奈川県社会環境実態調査として、書店やカラオケ店などの実態を調査	1 回実施	1 回実施
	市内小学生、中学生、高校生にタバコの害に関するチラシを配付	9,208 部	市内小学生、中学生、高校生にタバコの害に関するチラシを配付
	市内小学生、中学生に薬物乱用防止チラシを配付	5,254 部	市内小学生、中学生に薬物乱用防止チラシを配付

NO. 77 子ども体験活動事業		(青少年課)	
事業目的	多様な学習体験や地域との交流の機会を通じて、子ども・若者の自立を支援します。		
事業内容	放課後子ども教室や、国内姉妹都市少年交流事業等を通じて、子どもが様々な体験・経験をするための機会を提供します。 特に、放課後子ども教室の実施に当たっては、放課後子ども総合プランに基づき、児童コミュニティクラブとの連携、一体的な取り組みを進めるため、児童コミュニティクラブ支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターの連携を強化し、実施日の調整、共通プログラムの企画等を行います。また、教育委員会や小学校と情報共有を図り、余裕教室や特別教室、体育館等の利用について調整し、総合的な放課後対策を推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	多様な体験学習へ参加した子どもの延べ人数	延べ人数 3,247人	延べ人数 5,300人
	姉妹都市との交流団体に対する助成の実施	参加者 ・サッカー 31人 ・バスケットボール 73人 ・野球 33人	姉妹都市との交流団体に対する助成の継続実施
	放課後子ども総合プランの推進に向けた放課後子ども教室の実施箇所数	連携型 1か所 (小学校 10校中 10%)	・一体型 3か所 (小学校 10校中 30%) ・連携型 1か所 (小学校 10校中 10%)

(再) 放課後児童健全育成事業 (児童コミュニティクラブ事業)		(子育て支援課)	
事業目的	放課後等に児童の預かりを行い、児童の健全育成を図ります。		
事業内容	保護者が就労や病気などで児童の世話をすることができない家庭を対象に、放課後等に児童が安全に自由に生活できる場として「児童コミュニティクラブ」を開設し、遊びを通じた生活指導を行います。また、教育委員会や小学校と情報共有を図り、余裕教室や特別教室、体育館等の利用について調整し、放課後子ども教室とあわせた総合的な放課後対策を推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	利用希望に対する実利用者の割合	利用希望に対する実利用者の割合 100% (・利用希望者 638人 ・実利用者 638人)	利用希望に対する実利用者の割合 100%
	新たな実施箇所数の増加	市内全小学校区で実施 17か所 (13クラブ、定員670人) ※H26年19か所に増加	市内全小学校区で実施 24か所 延べ7か所の増加
	委託先拡大の検討	全13クラブ中4クラブ	委託先拡大の検討
	民間クラブに対する補助金対象の拡大	民間クラブ補助対象 2事業所	民間クラブ補助対象継続実施 2事業所 補助対象クラブの拡大の検討
	開所時間の延長に係る取組	午後6時30分までの開所	・午後7時00分までの開所時間延長の実施(H27) ・利用ニーズに基づく延長の検討

NO. 78	青少年健全育成のための公民館事業	(社会教育課)	
事業目的	子どもたちの知的好奇心を高め、豊かな心を育みます。		
事業内容	各公民館で、青少年向けの公民館事業を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	学習・体験機会の提供数	7 公民館で 35 講座実施	7 公民館で 35 講座実施

NO. 79	伊勢原市子ども読書活動推進事業	(図書館・子ども科学館) (子育て支援課) (指導室)	
事業目的	子どもたちの年齢や成長に合った「本との出会い」の場を提供し、読書の普及を行うことで、子どもの豊かな心を育みます。		
事業内容	本市における子ども読書活動の推進に向けて、具体的な施策事業を市民協働により実践します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	市立図書館利用者 (0 歳～18 歳) の図書利用冊数の増加	1 人 2 冊/月	1 人 5 冊/月
	7 か月健康相談時に絵本の配付するブックスタート提供率	7 か月時とその保護者 95%	7 か月時とその保護者 95%
	学校図書館の図書標準達成	市内小学校 84% 市内中学校 70%	市内小学校 100% 市内中学校 85%

NO. 80	図書館児童読み聞かせサービス事業	(図書館・子ども科学館)	
事業目的	読み聞かせによる、本や物語との出会いの場を提供します。		
事業内容	活字離れが進む中で、子どもの読書活動の動機付けを行います。また、子どもと保護者、読み手との交流を図るため、職員や読み聞かせボランティア団体によるおはなし会を開催します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	図書館でのおはなし会への参加者数の増加	2,264 人/年	2,320 人/年

NO. 81	子ども科学館事業	(図書館・子ども科学館)	
事業目的	子どもたちの科学に対する理解の深まりと興味・関心を高めます。		
事業内容	子どもたちの科学の知識と豊かな創造性を育むため、様々な科学的現象を体験する機会を提供して興味を喚起するとともに、子どもたちの「科学する心」を育てます。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	教室・講座実施数の増加 ・展示事業 ・プラネタリウム事業 ・科学教育普及事業	教室・講座実施数 799 回 ・展示事業 未実施 ・プラネタリウム事業 24 回 ・科学教育普及事業 775 回	教室・講座実施数 815 回 ・展示事業 1 回 ・プラネタリウム事業 27 回 ・科学教育普及事業 787 回

NO. 82 福祉教育推進事業		(福祉総務課)	
事業目的	高齢者や妊婦の疑似体験、福祉作文の募集を通じて、福祉に関する意識を高めるとともに、思いやりの心を育てます。		
事業内容	「総合的な学習の時間」等の授業で活用できるよう、高齢者や妊婦の疑似体験ができる器具の貸出しや、福祉作文を募集することにより、市内各学校の多様な学習活動を支援します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	高齢者等疑似体験セットの貸出し回数の増加	疑似体験セットの貸出し回数 3回 (2校)	疑似体験セットの貸出し回数 7回
	福祉作文の募集	福祉作文の募集 869点	福祉作文の募集継続

NO. 83 ミニデイ(ミニサロン)活動における世代間交流の推進		(介護高齢福祉課)	
事業目的	地域の高齢者の閉じこもり・介護予防事業として実施しているミニデイ(ミニサロン)活動(民生委員等地域ボランティアにより運営)における、高齢者と子どもたちとの地域交流の取組を支援します。		
事業内容	ミニデイ(ミニサロン)に、幼稚園児等を招き、高齢者との交流を行います。子どもたちと高齢者が一緒になって、七夕祭り、クリスマス会、どんど焼き、花作り、ひな祭りの行事に参加し、交流を深めます。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	ミニデイ(ミニサロン)活動における世代間交流の実施回数	合計実施回数7回 (・八幡台ミニサロン 七夕、花作り、クリスマス会、どんど焼き、ひな祭りの行事を近所の子どもたちに声をかけ、高齢者と一緒に実施。 5回実施 ・岡崎ミニサロン みのり幼稚園児を呼び、幼稚園児の合唱や、高齢者との交流(肩たたき等)を実施。 1回実施 ・すみだミニサロン 夏祭りに実施。子ども20名程度、高齢者10名程度が参加。 1回実施)	合計実施回数 7回

NO. 84 子ども学習習慣づくり支援事業		(生活福祉課)	
事業目的	生活保護世帯における中学生の学習習慣づくり等を通して、子どもの社会的自立を支援し、貧困の連鎖を解消します。		
事業内容	生活保護世帯における中学生を対象に週1回、学習指導を行うことで、高校進学・卒業のための学習習慣をつくり、学業からの離脱防止を図ります。また、進学に係る貸付や生活保護の制度について説明し、子どもや保護者の高校進学等への意欲向上を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	高校中途退学率の低下	中途退学率 約15% (・高校在籍者 39名 ・中途退学者 6名)	中途退学率 10%

NO. 85	子ども・若者育成施設運営管理事業	(青少年課)	
事業目的	子ども・若者の居場所づくり活動を支援し、健やかな育成を図ります。		
事業内容	子ども・若者の育成や活動の拠点となる施設の運営管理を総合的に行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	子ども・若者の育成や活動の拠点となる施設数	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年センター ・児童館 7 館指導員配置 ・日向ふれあい学習センター ・青少年広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年センター ・児童館 7 館指導員配置 ・日向ふれあい学習センター ・青少年広場

NO. 86	市民参加の公園づくり	(公園緑地課)	
事業目的	子どもが安全で安心して公園で遊べるように施設改修や公園管理を推進します。		
事業内容	市民ニーズに対応した公園づくりを進めるため、地元住民と公園の在り方の検討を行い、公園施設（遊具等）の更新を行うとともに、公園愛護会により、市民参加型の公園管理を推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	公園愛護会の増加	公園愛護会 21 団体	公園愛護会 28 団体 (公園遊具更新)

NO. 87	交通安全教育の推進	(交通防犯対策課)	
事業目的	交通安全教育を通じて事故のない社会を目指します。		
事業内容	市内の全ての保育所、幼稚園、小学校、中学校を含め、世代や対象に応じた交通安全意識の啓発や交通安全指導などの交通安全教育を推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	交通安全教育の実施回数	41 回	40 回以上

NO. 88	通学路の安全対策	(学校教育課)	
事業目的	児童生徒が安全に安心して通学できる環境を整備します。		
事業内容	庁内関係課で組織する「通学路等整備促進検討会」での検討を進め、関係機関等と連携し、交通指導員や防犯指導員の通学路の配置、防犯灯の設置・検討、交通規制の要望や規制標識・路面標示の補修等の要請などに取り組むことで、通学路の安全を確保します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	小中学校の通学の安全点検の実施回数	各校 年 1 回 (小中学校 14 校)	各校 年 1 回 (小中学校 14 校)

施策の方向（3）子どもの学習環境の充実

子どもが社会の中で柔軟かつ主体的に生きる能力を身に付けるためには、小学校、中学校の教育課程を通じて知識・技能の修得と、思考力、判断力、表現力などの育成が重要となります。子ども一人一人に応じたきめ細やかな指導や、外部の人材の協力による学校の活性化などの取組を推進することが求められています。

本市ではこれまで、小中学校施設の充実とともに、地域に開かれた学校づくりや、国際教育の充実、情報教育の充実など、地域に根ざした学習活動を推進してきました。

今後は、「伊勢原市教育振興基本計画」を着実に推進するとともに、確かな学力のための教育内容や指導方法の一層の充実、信頼される学校づくり及び学校教育と幼児期の教育・保育との連携・接続に向けた検討を進めていきます。

NO. 89 教育研究、研修の充実		(指導室)	
事業目的	教職員の資質能力の向上を目指し、授業研究を中心として研究・研修内容の充実を図るとともに、学校と教育委員会による研究・研修体制を構築します。		
事業内容	小中学校に対する教育指定研究や教職員への研修などを計画的に推進し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	指定校による教育研究の実施	指定校による教育研究の実施 ・小学校：4校 ・中学校：1校	指定校による教育研究の継続実施 ・小学校：3校 ・中学校：2校
	初任者から3年目までの全ての小中学校教員を対象とした学習指導訪問の実施	初任者から3年目までの全ての小中学校教員を対象とした学習指導訪問の実施 46人	初任者から3年目までの全ての小中学校教員を対象とした学習指導訪問の継続実施



NO. 90 学習活動支援事業		(指導室)	
事業目的	児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導が行われるとともに、幼保小・中学校の円滑な接続を図ります。		
事業内容	小学校低学年における集団生活への適応と基本的な生活習慣の修得、基礎・基本の確実な定着を図り、学習に取り組む姿勢の修得のため、指導補助員の配置及び小学1・2年生の35人学級を実施します。また、中学校についても、学習支援及び集団生活への適応を図るため指導補助員を配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	指導補助員の配置	指導補助員の配置 合計 15人 ※・小学校は大山小を除く9校に1人ずつ配置、さらに、第1学年4学級以上に1人加配 ・中学校は4校に1人ずつ配置、さらに、第1学年8学級以上あるいは全学級数 22 学級以上に1人加配	指導補助員の継続的な配置 ・小学校は大山小を除く9校に1人ずつ配置、さらに、第1学年4学級以上に1人加配 ・中学校は4校に1人ずつ配置、さらに、第1学年8学級以上あるいは全学級数 22 学級以上に1人加配
	小学2年生までの35人学級編成の実施	小学2年生までの35人学級編成の実施	小学2年生までの35人学級編成の継続実施

NO. 91 移動教室推進事業		(指導室)	
事業目的	学習指導要領に基づく、地域の科学館や図書館を活用した学習を展開することで学校教育を充実します。		
事業内容	図書館・子ども科学館における移動教室を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	子ども科学館・図書館における移動教室の実施 (小学4・6年、中学1年生)	子ども科学館・図書館における移動教室の実施 (小学4・6年、中学1年生の全クラス)	子ども科学館・図書館における移動教室の実施 (小学4・6年、中学1年生の全クラス)

NO. 92 文化教育推進事業		(指導室) (教育センター)	
事業目的	児童生徒の感性、表現力、創造力を磨き、豊かな人間性の育成に努めます。		
事業内容	児童生徒による文化活動や音楽鑑賞の文化行事に対して助成を行い、児童生徒の豊かな情操や感性を培う体験の場を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	小中学校文化教育 各毎年1回実施 ・音楽鑑賞会(5年生) ・演劇鑑賞会(6年生) ・中学校音楽会 ・中学校演劇発表会 ・中学校美術展・理科展 ・読書感想文コンクール ・中学校書き初め展	小中学校文化教育 各1回実施 ・音楽鑑賞会(5年生) ・演劇鑑賞会(6年生) ・中学校音楽会 ・中学校演劇発表会 ・中学校美術展・理科展 ・読書感想文コンクール ・中学校書き初め展	小中学校文化教育 各1回実施 ・音楽鑑賞会(5年生) ・演劇鑑賞会(6年生) ・中学校音楽会 ・中学校演劇発表会 ・中学校美術展・理科展 ・読書感想文コンクール ・中学校書き初め展

NO. 93 情報教育推進事業		(指導室)	
事業目的	児童生徒の情報活用能力や情報モラルを育成するとともに、教職員の校務の効率化を図り、児童生徒一人一人に向き合う時間を増やします。		
事業内容	校務支援システムや学習でのコンピュータの活用を図るため、教職員に対して研修会等を実施します。また、児童生徒に対してインターネットや携帯電話などの適切な使い方を始めとする情報モラル教育を充実します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	情報教育研修会の実施	情報教育研修会 1回	情報教育研修会 年1回
	I C T活用研修会の実施	I C T活用研修会(随時) 14回	I C T活用研修会 (随時)
	コンピュータの機器の整備	コンピュータの機器の配備 台数 ・教育用 716台 ・教職員用 512台	コンピュータの機器の整備
	コンピュータを活用した教育活動の実施	コンピュータを活用した教育活動の実施(総合的な学習等)	コンピュータを活用した教育活動の実施(総合的な学習等)
	情報モラル教育の実施(道徳教育、携帯電話教室など)	情報モラル教育の実施(道徳教育、携帯電話教室など)	情報モラル教育の実施(道徳教育、携帯電話教室など)

NO. 94 部活動推進事業		(指導室)	
事業目的	中学校部活動の推進及び活性化を図ります。また、中学校部活動に加入する保護者の経費的負担を軽減します。		
事業内容	中学校における部活動の振興を図るため、指導協力者を各中学校に派遣するとともに、生徒の各種大会への参加及び大会の運営について中学校体育連盟に対し助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	部活動指導協力者の派遣人数	31人配置 (4中学校)	部活動指導協力者を継続して派遣
	全国関東大会生徒派遣旅費等助成	助成対象人数 34人	全国関東大会生徒派遣旅費等助成の継続実施
	伊勢原市中学校体育大会運営助成	伊勢原市中学校体育大会運営助成の実施	伊勢原市中学校体育大会運営助成の継続実施

NO. 95 創意ある学校づくり推進事業		(指導室)	
事業目的	児童生徒の「生きる力」を育むため、家庭や地域と連携を図りながら、創意ある教育活動を推進します。		
事業内容	各学校で、「開かれた学校」、「総合的な学習の時間」など、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域社会が連携協力（「地域連絡会」の運営）して、地域を挙げて子どもを育む教育を充実します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	地域指導協力者の参加による教育活動の実施指導協力者数	地域指導協力者の参加による教育活動の実施指導協力者 ・年間延べ約3,500人	地域指導協力者の参加による教育活動の実施
	「学校へ行こう週間」を各校で実施	「学校へ行こう週間」を実施 ・各校1～2週間	「学校へ行こう週間」を各校1～2週間実施
	「学校地域連絡会」を各校で開催	「学校地域連絡会」を開催 ・各校約3回	「学校地域連絡会」を各校約3回開催

NO. 96 小学校教科担当制等推進事業		(指導室)	
事業目的	小学校高学年において教科担当制を実施し、小中学校の連携により、きめ細やかな学習指導や生活指導の充実を図ることで、児童の学力向上と円滑な中学校生活への適応を支援します。		
事業内容	中学校教員の小学校への派遣及び非常勤講師の配置などを行い、小学校において教科担当制を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	小学校教科担当制等に係る非常勤講師の配置人数の増加	1人	9人

NO. 97	特色ある教育モデル推進事業 (指導室)		
事業目的	本市の豊かな自然や伝統文化を生かした教育活動やICT機器の利活用、外国語教育の充実により、郷土への理解を深め、豊かな心を育むとともに、グローバル時代に対応した児童を育成します。		
事業内容	大山小学校を教育モデルとし、外国語教育の充実に向け、中学校英語科教員が小学校を兼務するため、中学校に非常勤講師を配置します。また、外国語教育全時間のALT（外国語指導助手）配置や、ICT機器の利活用のためのタブレット端末等を配備します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	非常勤講師の配置人数	中学校英語科教員の兼務、非常勤講師の配置 1人(H26)	中学校英語科教員の兼務、非常勤講師の配置
	ALTの配置	ALTの配置 1人(H26)	ALTの配置の継続
	タブレット端末等のICT機器の環境整備と活用	タブレット端末等のICT機器の環境整備と活用 10台(H26)	タブレット端末等のICT機器の環境整備と活用促進

NO. 98	外国語教育推進事業 (指導室)		
事業目的	小中学校における外国語教育を推進するとともに、国際理解教育を充実します。		
事業内容	各小中学校へALT（外国語指導助手）を配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	ALTの年間延べ配置日数の増加	・小学校 延べ 220 日 ・中学校 延べ 360 日	・小学校 延べ 540 日 ・中学校 延べ 360 日

NO. 99	日本語指導等協力者派遣事業 (指導室)		
事業目的	小中学校在籍の外国籍・海外帰国等児童生徒の日本語習得の支援や学校生活への円滑な適応を支援します。		
事業内容	日本語指導を必要とする児童生徒の実態に応じて、小中学校からの申請を受け派遣します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	児童生徒の実態に応じた日本語指導等協力者の派遣（小学校9校、中学校4校）	日本語指導等協力者 ・7言語 8人 ※日本語指導を必要とする児童生徒 ・小学校 36人 ・中学校 5人	日本語指導を必要とする児童生徒の実態に応じて、小中学校からの申請を受け派遣

NO. 100 幼稚園・保育所と小学校の連携推進		(指導室)	
事業目的	幼稚園・保育所と小学校の連携を推進し、幼稚園・保育所から小学校への円滑な適応を支援します。		
事業内容	各小学校において、幼稚園や保育所との交流活動を年間計画に位置付け、年長児と児童との交流活動や授業参観を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	交流活動の年間1回以上の実施	各小学校にて幼稚園や保育所との交流活動を年間1回以上実施	各校において、交流活動の年間1回以上の実施
	教職員間の情報共有及び指導法の工夫に向けた取組の促進	新規事業	幼稚園・保育所への小中学校教職員研修会等の周知

NO. 101 地域教育機関等連絡協議会の開催		(教育センター)	
事業目的	子どもたちの知・徳・体のバランスある成長のために、市内教育機関等の連携と関係職員、幼児・児童生徒の交流を図ります。		
事業内容	市内幼稚園、保育所、小中学校、高等学校、特別支援学校、市関係課で構成する協議会を設置・運営し、教職員間や子どもの交流を通して異校種間の交流を促進します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	地域教育機関等連絡協議会活動の実施	地域教育機関等連絡協議会活動の実施	協議会活動の継続実施

NO. 102 教育・保育の質の向上のための合同研修等の実施		(子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	教育・保育の一体的な提供や、質の向上を図るため、幼稚園・保育所等の教職員の合同研修を行い、安心して子どもを育てることができる環境を整備します。		
事業内容	幼稚園・保育所等の教職員の合同研修及び幼稚園・保育所等の連携に係る研修を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	合同研修等の検討、実施	新規事業	研修等の実施 ※実施内容・方法の見直し

NO. 103 幼稚園教材費補助		(子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	幼児教育の重要性を認識し、幼児教育の充実及び保護者の経済的負担を軽減します。		
事業内容	私立幼稚園の設置者に対し、教材教具の購入等に要する経費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	教材教具の購入に要する費用の助成	私立幼稚園 10 園	幼稚園、認定こども園への助成

NO. 104	小中学校校舎等改修事業	(教育総務課)	
事業目的	施設・設備の改修により、教育環境の充実を図ります。		
事業内容	校舎トイレのリニューアルや個別重要課題解消のための工事を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H29)
	トイレリニューアル (平成 29 年度まで)	延べ 17 か所	延べ 19 か所

NO. 105	小中学校施設維持管理	(教育総務課)	
事業目的	施設・設備の修繕により、既存施設の維持保全を図ります。		
事業内容	校舎等の屋根防水や外壁修繕などを実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H29)
	・外壁修繕 (平成 29 年度まで)	延べ 8 棟	延べ 11 棟



施策の方向（４）子ども自身の悩みに対する相談や指導

子どもの健やかな成長のためには、子育てを行う親だけでなく、いじめや非行、不登校、家庭での虐待など、子ども自身が抱える悩みや困難に対する相談・支援が不可欠です。

本市では、スクールカウンセラーの配置による相談・カウンセリングや青少年に対する電話相談などを実施し、子どもが抱える悩みを解決するための取組を進めてきました。

今後も、子どもたちの身近な場所で、悩みや不安の解消、健やかな心身の成長を支援できるよう、専門的な相談体制の整備、学校・家庭・地域及び関係機関との連携づくりを進めていきます。

NO.106 子ども・若者相談事業		(青少年課)	
事業目的	相談事業や非行防止活動を通じて、困難を抱える子ども・若者やその家族を支援します。		
事業内容	子ども・若者を対象とした相談、困難を抱える子ども・若者の支援、非行・被害防止活動などを実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	相談実施	相談受理件数 206 件	170 件
	制度周知	制度の周知方法 ・市内学校で周知	制度周知
	非行被害防止街頭啓発キャンペーンの実施	年 2 回実施 (7 月)	年 2 回実施 (7 月)
	街頭指導の実施	街頭指導回数 210 回 指導件数 57 件	街頭指導継続実施
	神奈川県社会環境実態調査として、書店やカラオケ店などの実態を調査	1 回実施	1 回実施
	市内小学生、中学生、高校生にタバコの害に関するチラシを配付	9,208 部	市内小学生、中学生、高校生にタバコの害に関するチラシを配付
	市内小学生、中学生に薬物乱用防止チラシを配付	5,254 部	市内小学生、中学生に薬物乱用防止チラシを配付

NO. 107 適応指導教室事業		(教育センター)	
事業目的	不登校児童生徒の学校復帰を支援し、社会的自立を図ります。		
事業内容	不登校児童生徒のための適応指導教室を運営し、在籍学校に復帰できるよう支援します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	通室児童生徒の通室率	39%	80%

(再) 教育相談事業		(教育センター)	
事業目的	児童生徒の抱える様々な問題に対応するための相談を実施し、一人一人の成長・発達を支援します。		
事業内容	在学中の児童生徒、家族又は教職員からの学校不適應・家庭教育等の教育相談に応じます。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	教育相談員の配置人数	3.0 人/日	4.8 人/日
	スクールカウンセラーの配置	全校配置	全校配置



基本目標 4 専門的な支援や保護が必要な子どもへの取組を進めます

施策の方向（1）発達に不安がある子どもやその家族への支援

子どもの発達に関する相談件数の増加とともに、専門的な支援が必要な子どもも増加しています。こうした状況に適切に対応するために、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校の協力の下、保護者と関係機関が共通理解を深め、必要な支援を提供できる体制づくりが求められています。

本市ではこれまで、妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの母子保健事業や発達（療育）相談、小学校入学時の就学相談などを通して、支援が必要な子どもの早期発見等、一人一人の状況に応じた支援の充実に努めてきました。

専門的な支援が必要な子どもに対して適切な支援を行うためには、早期に子どもの状況を正しく把握することが重要となることから、今後も、発達や子育てに関する相談機関や子育て支援センターなど、地域の身近な場所での支援体制を充実します。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援と、関係機関との連携、早い段階での保護者支援を充実するため、はぐくみサポートファイルを活用した連携体制の強化、幼稚園や保育所への巡回訪問など、特別な支援が必要な子どもに対する支援体制を充実します。

NO.108 発達（療育）相談		（子ども家庭相談室）	
事業目的	専門職による療育相談を行い、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげ、子育てに対する不安の解消を図ります。		
事業内容	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児から18歳未満の児童に関する発達（療育）相談に応じ、専門的な助言及び支援をします。特に、相談支援体制を18歳未満の児童まで拡大し、関係課との連携を強化し、一貫した体制の充実に努めるとともに、支援の方針を検討します。		
目 標	目標指標	現状値（H25）	目標値（H31）
	乳幼児発達（療育）相談の実施	乳幼児発達（療育）相談の実施 1,973件 （実人数216人）	乳幼児発達（療育）相談の実施
	支援方針検討会の定期的開催（他機関合同処遇検討）	支援方針検討会 （他機関合同処遇検討） 月1回開催	支援方針検討会 （他機関合同処遇検討） 月1回開催
	乳幼児巡回相談の周知、体制確保	乳幼児巡回相談の周知、実施 週1日の職員配置で各園訪問 11回（対象児16人）	乳幼児巡回相談の周知、体制の確保 週1日職員配置
	乳幼児から18歳未満児の児童に至る一貫した相談体制の整備に向けた検討・運用	乳幼児から18歳未満の児童に至る一貫した相談体制の整備に向けた検討	乳幼児から18歳未満の児童に関わる相談支援体制の確立

NO. 109 障害児相談支援		(障害福祉課)	
事業目的	障害児や発達に不安のある子どもに対し、就学前から就学、就労に至るまでの一貫した相談支援体制の充実を図ります。		
事業内容	障害児や発達に不安のある子どもに対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	支援計画作成申請者への作成費の給付	障害児相談支援計画作成者数 146 人	支援計画作成申請者への作成費の給付

NO. 110 就学相談		(教育センター)	
事業目的	特別な教育的支援を要する幼児、児童生徒の健やかな成長を支援します。		
事業内容	支援を必要とする児童生徒の就学及び進学に関わる相談を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	就学相談の実施	相談件数 107 人	関係機関と連携した就学相談の継続実施

NO. 111 教育相談事業		(教育センター)	
事業目的	児童生徒の抱える様々な問題に対応するための相談を実施し、一人一人の成長・発達を支援します。		
事業内容	在学中の児童生徒、家族又は教職員からの学校不適応・家庭教育等の教育相談に応じます。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	教育相談員の配置人数	3.0 人/日	4.8 人/日
	スクールカウンセラーの配置	全校配置	全校配置

NO. 112 はぐくみサポートファイルの配付		(障害福祉課)	
事業目的	保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関わる情報を一元管理し、保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関の間で情報を共有することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。		
事業内容	子どもの成長記録等の情報を学校や関係機関などで共有するため、関係機関において情報を一元管理できるファイルを配付し、支援に活用します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	利用希望者に対するファイルの配付	配付数 200 冊	利用希望者に対するファイルの配付

NO. 113	幼児教育・保育等に対する特別支援教育等補助	(子ども子育て制度計画担当)	
事業目的	特別な支援が必要な子どもが集団の中で教育・保育を受けることができる環境を整備します。		
事業内容	特別な支援が必要な子どもが通園している幼児教育・保育施設等の設置者に対して、特別な支援が必要な子どもを受入れた場合の運営費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	補助対象児童が通う園に対する補助の実施	私立幼稚園・保育所で補助の実施 21 園 (保育所 ・入所者 1,113 人 ・補助対象者 4 人 私立幼稚園 ・園児数 1584 人 ・補助対象者 29 人)	補助の実施 21 園 ・私立幼稚園 ・保育所 ・認定こども園

NO. 114	保育所発達サポート事業	(保育課)	
事業目的	発達に不安のある就学前の子どもが、市立保育所に一定期間通所して、入所児とともに集団生活を送ることで、段階的な発達を支援します。		
事業内容	市立保育所で3か月継続して、子どもの発達状態に応じた保育を行う。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	年間延べ3人分の利用体制	実利用児童数 3人	年間延べ3人分の利用体制

NO. 115	児童コミュニティクラブでの障害児受入れ	(子育て支援課)	
事業目的	障害児が地域の中でともに生活が送れるように、児童コミュニティクラブで預かりを行います。		
事業内容	入所を希望し、入所要件を満たす障害児が児童コミュニティに入所できるよう、地域と協力しながら各クラブの受入体制を整備します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	各クラブに支援員等を追加配置	必要な場合に追加配置できるような体制の整備	必要な場合に各クラブに支援員等を追加配置

NO.116 特別支援教育推進事業		(教育センター)	
事業目的	支援を必要とする児童生徒が、社会的自立を目指して学び、活動できるようにします。		
事業内容	支援を必要とする児童生徒が、それぞれの状況に適した教育を受けられるよう、適切な就学指導等を行います。(市就学指導委員会の開催、特別支援学級の設置など)		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	就学指導委員会の開催	就学指導委員会の開催 4回開催	継続開催
	特別支援学級の設置・運営	特別支援学級 市内小中学校全校設置済	継続実施

NO.117 特別支援教育環境整備事業		(教育センター)	
事業目的	支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに即した指導環境を整備します。		
事業内容	支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう、特別支援学級介助員を配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	小・中学校の介助員配置の充足	小学校配置実施率：100% (介助員の配置人数 14人) 中学校配置実施率：100% (介助員の配置人数 4人)	小学校配置実施率：100% 中学校配置実施率：100%

NO.118 通級指導教室推進事業		(教育センター)	
事業目的	集団行動やコミュニケーション、言葉の理解や表現が苦手な児童が、学校生活に適應できるよう支援します。		
事業内容	<p>「まなびの教室」「ことばの教室」の教育環境整備を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まなびの教室」はコミュニケーションが苦手な子どもを対象に、「ことばの教室」は言葉の発音が苦手な子どもを対象に実施しています。 ・通級指導教室担当教員が個別指導を基本に、支援を行います。 		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	まなびの教室の受入可能人数の増加	対象児童の受入可能人数 16人	30人
	ことばの教室の入室対象児童全員の受入	対象児童の受入 28人	継続実施

NO. 119 障害児通所支援		(障害福祉課)	
事業目的	子どもの成長や発達に応じた適切な支援が身近な地域で受けられるよう、通所によるサービスの充実を図ります。		
事業内容	未就学児への療育を行う「児童発達支援」や、就学後の療育を行う「放課後等デイサービス」などの通所サービスを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	利用希望者に対するサービス支給の決定	支給決定者数 ・児童発達支援 230人 ・放課後等デイサービス 117人 ・保育所等訪問支援	利用希望者に対するサービス支給の決定

(再) 日中一時支援事業		(障害福祉課)	
事業目的	障害児の日中における活動の場を確保するとともに、障害児の家族の就労支援と障害児を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。		
事業内容	利用希望者に対して利用計画の聞き取り・相談を行い、必要性を勘案して、サービスの支給決定を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	利用希望者に対するサービス支給の決定	支給決定者数 223人	利用希望者に対するサービス支給の決定

NO. 120 レスパイトサービス		(障害福祉課)	
事業目的	知的障害児がいる家族の日頃の心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養います。		
事業内容	障害児者の家族が疾病等のために家族内の介護が困難となった場合や家族の日頃の介護疲れを解消する場合などに、夏季・春季・冬季期間、民間事業所で障害児を一時的に預かり、養育や介護を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	夏季 (7/21~8/31) 冬季 (12/25~1/7) 春季 (3/26~4/4) の期間で学校の長期休暇中の事業実施日数	・夏季 42日 ・冬季 5日 ・春季 5日	・夏季 42日 ・冬季 5日 ・春季 5日

施策の方向（２）虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援

少子化、核家族化、地域の中での孤立化、経済的困窮、出産による就労の断念など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、子育てに対する負担感、不安感、孤立感が増していることなどを要因として、児童虐待が後を絶ちません。本市においても児童虐待に関する相談件数が年々増加しており、虐待の防止と早期発見、早期対応のための支援が喫緊の課題となっています。

本市ではこれまで、若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、望まない妊娠など、妊娠期から支援が必要な家庭や、育児ストレス、産後うつなどで子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭に対する養育支援訪問や、医療機関と連携して、児童虐待の防止と早期発見、早期対応のための取組を進めてきました。

今後も、健康診査や保健指導などの母子保健活動や、地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業などを通じて、養育支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見、支援を強化し、児童虐待の防止等に向けた取組を進めます。

NO. 121 養育支援訪問事業		(子ども家庭相談室)	
事業目的	様々な要因で養育が困難になっている家庭に保健福祉サービスを短期集中して導入することにより、養育上の諸問題の解決、虐待要因の解消を図り、虐待を未然に防止します。		
事業内容	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦などに対し、虐待要因を軽減し、在宅生活を維持できるよう、対象者に応じた保健福祉サービスを短期に集中的に導入し、養育・生活基盤の最低限の保障をし、養育が適切に行われるよう支援をします。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	相談や申請により支援が必要となる養育者に対する支援の実施	養育支援訪問 ・産褥期支援ヘルパー 6件、48回 ・専門的家庭訪問 8件、34回 ※虐待取扱件数 108件 援助活動チーム検討件数 123件 (H23～H25 平均 103件) ・要支援児童 67件 ・特定妊婦 11件	養育支援訪問 28件 ※相談や申請により支援が必要となる養育者に対する支援の継続実施

NO. 122 児童虐待防止等事業		(子ども家庭相談室)	
事業目的	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦などの適切な保護や支援を通じて、児童虐待の予防及び早期発見・対応に努めます。		
事業内容	要保護児童対策地域協議会の連携の強化、児童虐待の予防及び早期発見(初期対応)、適切な支援に関する取組を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	啓発事業(未然防止及び適切な対応に向けた研修会の開催や市民への周知を図るための啓発資料の作成・配付)の実施	参加者 799人 (開催日数 19回)	・参加者 800人 ・啓発資料の作成・配付 800部
	子ども虐待防止電話相談の周知、実施	相談件数 41件	子ども虐待防止電話相談の周知、実施
	産科を有する医療機関との連絡会の開催	15回開催(産科4施設)	15回開催(産科4施設、内1施設は広域対応として保健福祉事務所で対応)
	要保護児童対策地域協議会の連携強化及び庁内関係部署との横の連携強化(居住実態が把握できない児童に関するガイドラインの運用)	居住実態が把握できない児童に関するガイドラインを策定(H26)	居住実態を把握できない児童の把握と実態確認100%

(再) 健康診査未受診者への指導(家庭訪問)		(子育て支援課)	
事業目的	乳幼児健康診査の未受診者の家庭を訪問し、受診勧奨をします。		
事業内容	各種乳幼児健康診査未受診者に対し、乳幼児の健全な発達、発育確認、虐待防止のため、保健師が訪問し、受診勧奨を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
	乳幼児健康診査未受診者に対する、家庭訪問・受診勧奨の実施率	実施率 100% (・訪問対象者 54人 ・訪問件数 54件)	実施率 100%

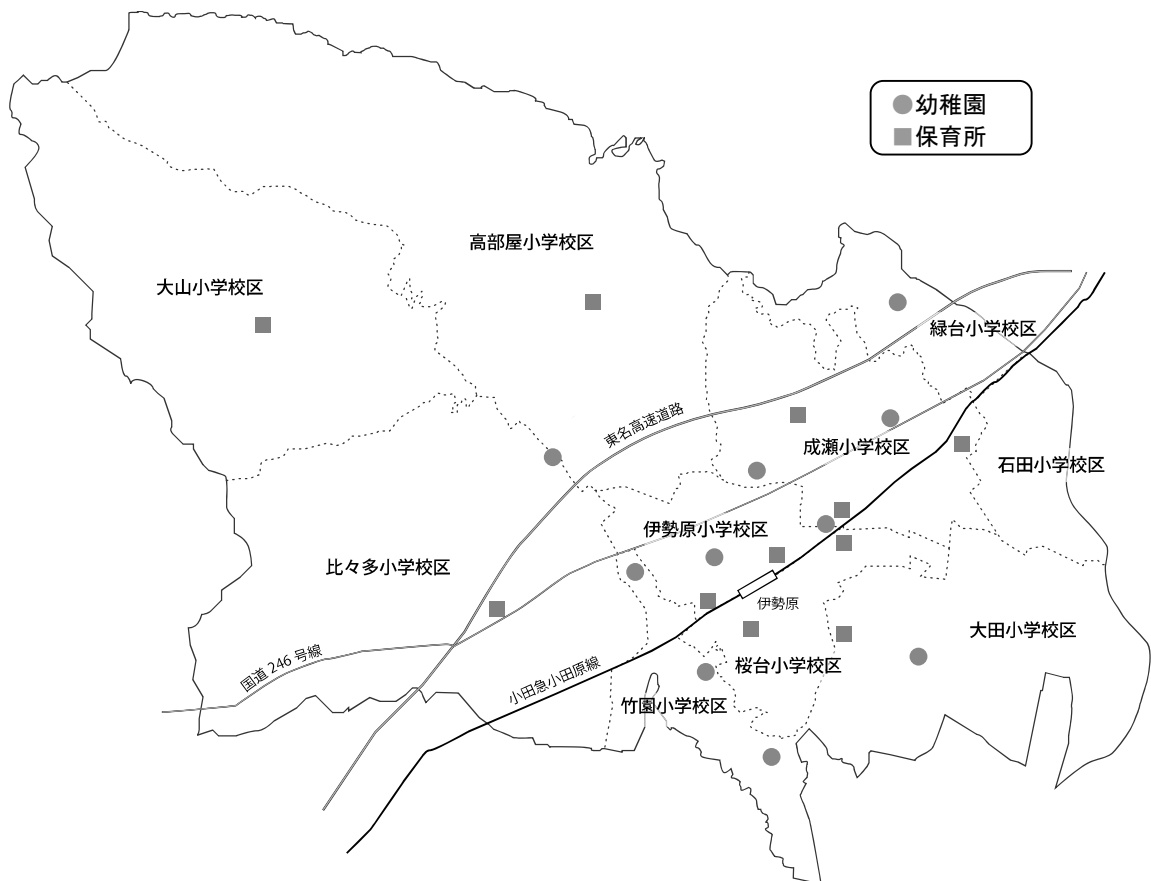
1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供単位である「提供区域」を定めることとされています。

本市の区域設定の考え方は、教育・保育施設については、社会的、地理的な条件、保護者の移動実態、現在の保育所、幼稚園の利用実態などを勘案し、市域全域を1区域として設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育施設の区域と共通とすることが基本となること、さらに、市域全体を単位として実施している事業が多いことを勘案し、教育・保育施設と同様に、基本的な「提供区域」を、市域全域を1区域として設定します。

地域子ども・子育て支援事業の1つである放課後児童健全育成事業（児童コミュニティクラブ）については、小学校区を単位として実施していることから、「小学校区」を1区域として設定します。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、5年を1期として、5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します . . .

① 認定区分について

＜認定の事由＞

小学校就学前の子どもについて、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

従前の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○次のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>○次のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労を除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む <p>⑦就学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

緩和
追加

＜保育の認定区分＞

就労時間等から保育の必要性を認定します。

- ・標準時間認定（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）
- ・短時間認定（主にパートタイムの就労を想定）

年齢、保育の必要性ごとの認定区分は、次のとおりとなります。

	保育を必要とする（保育必要量）		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するために、1号・2号・3号の認定区分に、それぞれどれだけの家庭が該当するか推計します。

子育てに関するニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型に区分します。

類型化した区分を「家庭類型」といい、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”ごとにニーズ量を算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				月 120 時間以上の就労	月 120 時間未満 64 時間以上の就労	月 64 時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月 120 時間以上の就労		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	月 120 時間未満 64 時間以上の就労						
	月 64 時間未満の就労		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

↑
↑

保育の必要性あり
保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目

次の1～12の事業について、子育てに関するニーズ調査の結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、提供区域ごとの量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の項目 】

	認定区分	対象事業	事業の対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	3～5歳
	2号認定	保育認定	幼稚園 保育所 認定こども園	
	3号認定	保育認定	保育所 認定こども園 地域型保育	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対象事業	事業の対象家庭	調査対象年齢
2	利用者支援事業	全ての家庭	
3	一時預かり事業	全ての家庭	0～5歳
4	放課後児童健全育成事業 (児童コミュニティクラブ)	保育が必要な家庭	5歳 小学1～5年生
5	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	全ての家庭	0～2歳
6	妊婦に対する健康診査	全ての妊婦	
7	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児 がいる全ての家庭	
8	養育支援訪問事業	養育支援訪問を必要と する家庭	
9	子育て短期支援事業(ショートステイ)	全ての家庭	0～5歳
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	全ての家庭	0～5歳 小学1～5年生
11	延長保育事業	保育が必要な家庭	0～5歳
12	病児病後児保育事業	全ての家庭	0～5歳 小学1～5年生

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、子育てに関するニーズ調査の結果から“利用意向率”を算出し、将来の推計児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”を算出します。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型から、更に両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型で子育てに関するニーズ調査の回答者の教育・保育のニーズを把握します。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望を反映

○現在就労していない母親の就労希望を反映

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

将来人口を推計し、各年の推計児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に、潜在家庭類型別の推計児童数を掛け合わせます。

たとえば、放課後児童健全育成事業は、保育を必要とする家庭に限定して量を算出します。

ステップ5

～利用意向率の算出～

回答者数のうちの利用希望者の割合を算出します。

ニーズ調査における、利用したい人の割合を求めます。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別の対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

潜在家庭類型別に、平成27年から31年までの各年度ごとのニーズ量を算出します。

3 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児教育・保育施設・地域型保育事業

【事業概要】

幼稚園は、学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までの子どもの幼児教育を行う施設です。保育所は、保護者の就労や病気などの理由により、家庭で子どもの保育ができない場合に、満5か月から小学校就学前までの子どもを保育する施設です。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を持ち、幼児教育・保育を一体的に行う施設です。

これらに加え、子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）が創設され、教育・保育の選択肢が広がります。

【今後の方向性】

- 幼稚園、保育所の認定こども園への移行を推進しながら、提供体制の確保に努めます。
- 新制度施行後の教育・保育施設等の移行状況、利用者の意向の状況をみながら、必要に応じて計画の中間年度に見直します。

【幼児教育・保育施設の平成26年度の現状】

幼稚園（私立10園）、保育所（公立4園、私立7園）、認可外保育施設（4園）

【平成27年度】

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
			教育希望が 強い	左記以外		
ニーズ量の見込み		1,640人	68人	700人	572人	116人
提供量（確保方策）		2,318人	176人	683人	488人	144人
特定教育・ 保育施設	幼稚園（0） 保育所（11） 認定こども園（4）	619人	859人		444人	127人
確認を受け ない幼稚園	私学助成を受ける 幼稚園（6）	1,699人	—		—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育（4） 家庭的保育（1） 居宅訪問型（0） 事業所内保育（0）	—	—		44人	17人
提供量合計		2,318人	859人		488人	144人
過不足分（提供量－ニーズ量）		678人	91人		▲84人	28人

※提供量の（ ）内の数値は、施設の数

【平成 28 年度】

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		1,497人	197人	694人	564人	115人
提供量（確保方針）		1,878人	506人	683人	510人	147人
特定教育・ 保育施設	幼稚園（0） 保育所（10） 認定こども園（9）	1,418人	1,189人		454人	127人
確認を受け ない幼稚園	私学助成を受ける 幼稚園（2）	460人	—		—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育（6） 家庭的保育（1） 居宅訪問型（0） 事業所内保育（0）	—	—		56人	20人
提供量合計		1,878人	1,189人		510人	147人
過不足分（提供量－ニーズ量）		381人	298人		▲54人	32人

※提供量の（ ）内の数値は、施設の数

【平成 29 年度】

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		1,455人	222人	688人	558人	113人
提供量（確保方針）		1,798人	576人	683人	512人	148人
特定教育・ 保育施設	幼稚園（0） 保育所（10） 認定こども園（10）	1,588人	1,259人		467人	133人
確認を受け ない幼稚園	私学助成を受ける 幼稚園（1）	210人	—		—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育（5） 家庭的保育（2） 居宅訪問型（0） 事業所内保育（0）	—	—		45人	15人
提供量合計		1,798人	1,259人		512人	148人
過不足分（提供量－ニーズ量）		343人	349人		▲46人	35人

※提供量の（ ）内の数値は、施設の数

【平成 30 年度】

	1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
			教育希望が 強い	左記以外		
ニーズ量の見込み	1,464人	223人	692人	551人	112人	
提供量（確保方策）	1,798人	576人	683人	512人	148人	
特定教育・ 保育施設	幼稚園（0） 保育所（10） 認定こども園（10）	1,588人	1,259人		467人	133人
確認を受け ない幼稚園	私学助成を受ける 幼稚園（1）	210人	—		—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育（5） 家庭的保育（2） 居宅訪問型（0） 事業所内保育（0）	—	—		45人	15人
提供量合計	1,798人	1,259人		512人	148人	
過不足分（提供量－ニーズ量）	334人	344人		▲39人	36人	

※提供量の（ ）内の数値は、施設の数

【平成 31 年度】

	1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
			教育希望が 強い	左記以外		
ニーズ量の見込み	1,445人	221人	683人	545人	110人	
提供量（確保方策）	1,798人	576人	683人	546人	144人	
特定教育・ 保育施設	幼稚園（0） 保育所（10） 認定こども園（10）	1,588人	1,259人		501人	129人
確認を受け ない幼稚園	私学助成を受ける 幼稚園（1）	210人	—		—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育（5） 家庭的保育（2） 居宅訪問型（0） 事業所内保育（0）	—	—		45人	15人
提供量合計	1,798人	1,259人		546人	144人	
過不足分（提供量－ニーズ量）	353人	355人		1人	34人	

※提供量の（ ）内の数値は、施設の数

【0～2歳の保育利用率】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計人口	2,539人	2,505人	2,476人	2,447人	2,414人
提供量（確保方策）	632人	657人	660人	660人	690人
保育利用率	24.9%	26.2%	26.7%	27.0%	28.6%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業（新規）

【事業概要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談、助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【今後の方向性】

- 新規事業として、実施体制の整備、職員の育成、市民への周知、情報の管理・提供方法などについて検討し、平成27年度中の事業開始を目指します。
- 保護者との相談から子育てに関する不安や悩みを把握し、一人一人の状況に応じた助言、子育て支援事業の情報提供を行います。
- 発達に不安のある子どもや虐待などが心配される子どもやその保護者に対して、関係機関と密接な連携を図り、適切な支援を提供します。

<利用者支援事業>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	—	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実施箇所数	—	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(2) 一時預かり事業

① 保育所等における一時預かり

【事業概要】

日常生活上の突発的な事情や社会参加のため、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業です。

【今後の方向性】

- ニーズ量に対して供給量が不足しているため、今後、保育所を中心に利用の拡大を図ります。

<保育所等における一時預かり>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (延べ利用者数)	—	8,970人	8,811人	8,696人	8,457人	8,341人
確保量 (延べ利用者数)	4,051人	5,064人	6,236人	6,236人	7,994人	8,580人
一時預かり (保育所)	3,620人 (8園)	4,102人 (8園)	5,274人 (10園)	5,274人 (10園)	7,032人 (11園)	7,618人 (11園)
ファミリー・サポート・センター (就学前)	365人	560人	560人	560人	560人	560人
トワイライトステイ (休日保育)	66人 (1園)	402人 (1園)	402人 (1園)	402人 (1園)	402人 (1園)	402人 (1園)
過不足 (確保量-量の見込み)	—	▲3,906人	▲2,575人	▲2,460人	▲463人	239人

※実績値は、平成25年度の実績を掲載

② 在園児を対象とした一時預かり

【事業概要】

幼稚園や認定こども園を利用する保護者の多様な保育ニーズに対応するため、教育時間の前後や、土曜日、長期休業日に、希望する在園児を一時的に保育する事業です。

【今後の方向性】

- 私学助成を受ける幼稚園が認定こども園に移行することに伴い、2号認定子どもの預かり保育が、通常保育に位置付けられるため、総体のニーズ量は減少していきます。
- 1号認定子どもの利用について、希望する在園児が利用できるよう提供体制を確保していきます。
- 認定こども園に移行しない幼稚園の一時的な預かりについては、引き続き、私学助成の預かり保育事業により対応します。

<在園児を対象とした一時預かり>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (延べ利用者数)	—	51,580人	30,470人	25,885人	26,057人	25,714人
1号認定による 利用	47,887人	23,734人	23,532人	23,300人	23,455人	23,146人
2号認定による 定期的な利用	—	27,846人	6,938人	2,585人	2,602人	2,568人
確保量 (延べ利用者数)	47,887人	48,506人	40,794人	39,708人	39,708人	39,708人
過不足 (確保量－量の見込み)	—	▲3,074人	10,324人	13,823人	13,651人	13,994人

※実績値は、平成25年度の実績を掲載

(3) 放課後児童健全育成事業（児童コミュニティークラブ）

【事業概要】

就労や疾病などのため、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や長期休業期間に小学校の余裕教室や児童館などを利用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

【今後の方向性】

- 小学 6 年生まで拡大されることに伴い、活動場所を確保するとともに、支援員等の資質向上を図ります。
- 放課後子ども教室と連携し、児童コミュニティークラブだけでは体験できない様々な体験を通し、児童の健全育成を図ります。

<放課後児童健全育成事業>

		実績値	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
伊勢原小学校区	1～3年生量の見込み		73 人	75 人	73 人	70 人	64 人	
	4～6年生量の見込み		56 人	54 人	52 人	50 人	50 人	
	確保量	登録児童数	116 人	118 人	118 人	118 人	118 人	118 人
		施設数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			▲11 人	▲11 人	▲7 人	▲2 人	4 人
大山小学校区	1～3年生量の見込み		15 人	18 人	24 人	27 人	29 人	
	4～6年生量の見込み		4 人	4 人	5 人	5 人	6 人	
	確保量	登録児童数	16 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
		施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			21 人	18 人	11 人	8 人	5 人

※実績値は、平成 26 年 4 月 1 日時点の実績を掲載

※施設数は、公立クラブは活動の単位（1 単位 40 人程度）、民間クラブは、1 学区を超えた広域的な利用実態があることから、クラブの所在地でカウント

		実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
高 部 屋 小 学 校 区	1～3年生 量の見込み		50人	50人	44人	48人	44人	
	4～6年生 量の見込み		13人	13人	13人	13人	13人	
	確 保 量	登録児童数	71人	80人	80人	80人	80人	80人
		施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			17人	17人	23人	19人	23人

比 々 多 小 学 校 区	1～3年生 量の見込み		72人	72人	68人	63人	60人	
	4～6年生 量の見込み		46人	43人	41人	40人	40人	
	確 保 量	登録児童数	109人	127人	127人	127人	127人	127人
		施設数	2か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			9人	12人	18人	24人	27人

成 瀬 小 学 校 区	1～3年生 量の見込み		74人	72人	79人	83人	89人	
	4～6年生 量の見込み		36人	38人	39人	41人	41人	
	確 保 量	登録児童数	81人	79人	117人	117人	155人	155人
		施設数	2か所	2か所	3か所	3か所	4か所	4か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			▲31人	7人	▲1人	31人	25人

大 田 小 学 校 区	1～3年生 量の見込み		48人	47人	44人	46人	50人	
	4～6年生 量の見込み		36人	34人	35人	37人	35人	
	確 保 量	登録児童数	59人	87人	87人	87人	87人	87人
		施設数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			3人	6人	8人	4人	2人

		実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
桜台小学校区	1～3年生量の見込み		66人	62人	57人	52人	54人	
	4～6年生量の見込み		58人	56人	56人	51人	48人	
	確保量	登録児童数	92人	151人	151人	151人	117人	117人
		施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	4か所	4か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			27人	33人	38人	14人	15人

緑台小学校区	1～3年生量の見込み		22人	21人	22人	23人	21人	
	4～6年生量の見込み		12人	11人	11人	10人	10人	
	確保量	登録児童数	22人	39人	39人	39人	39人	39人
		施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			5人	7人	6人	6人	8人

竹園小学校区	1～3年生量の見込み		67人	67人	65人	61人	58人	
	4～6年生量の見込み		43人	41人	43人	43人	43人	
	確保量	登録児童数	91人	111人	111人	111人	111人	111人
		施設数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			1人	3人	3人	7人	10人

石田小学校区	1～3年生量の見込み		56人	51人	50人	44人	43人	
	4～6年生量の見込み		26人	27人	24人	23人	21人	
	確保量	登録児童数	73人	110人	110人	110人	78人	78人
		施設数	1か所	3か所	3か所	3か所	2か所	2か所
	過不足 (確保量-量の見込み)			28人	32人	36人	11人	14人

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ■■■■■■■■■■

【事業概要】

乳幼児及び保護者相互の交流、子育てについての相談、行政等の関係機関からの情報提供、助言その他の支援を行う場所として、子育て支援センター、つどいの広場、子育てひろばを拡充します。

【今後の方向性】

市役所及び子育て支援センターに、利用者支援専門員を配置し、相談・支援体制を強化します。

<地域子育て支援拠点事業>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量 (延べ利用者数)	—	32,691人	32,254人	31,880人	31,507人	31,081人
実施箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	9か所
確保量 (延べ利用者数)	23,150人	29,155人	30,115人	30,115人	30,115人	34,705人
過不足 (確保量－見込量)	—	▲3,536人	▲2,139人	▲1,765人	▲1,392人	3,624人

※実績値は、平成25年度の実績を掲載



(5) 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を行います。

【今後の方向性】

- 市内の産科医療機関との連携の下、国基準の検査項目、検査回数に応じた受診が適切に行われるよう、普及・啓発に努めます。
- 母子ともに安全・安心な出産ができるよう、市の窓口で妊娠届の受付時、母親父親教室の機会などを積極的に活用し、妊婦健康診査の必要性を説明し、妊婦の疾病の早期発見及び早期治療に努めます。

<妊婦に対する健康診査>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	—	935人	922人	912人	902人	886人
延べ健診回数	—	13,090回	12,908回	12,768回	12,628回	12,404回
確保方策	9,830回	13,090回	12,908回	12,768回	12,628回	12,404回
提供体制	実施場所： 各医療機関 実施体制： 医師、助産師等 検査項目及び 実施時期： 国基準による 8項目、14回	実施場所： 各医療機関 実施体制： 医師、助産師等 検査項目及び 実施時期： 国基準による 8項目、14回	実施場所： 各医療機関 実施体制： 医師、助産師等 検査項目及び 実施時期： 国基準による 8項目、14回	実施場所： 各医療機関 実施体制： 医師、助産師等 検査項目及び 実施時期： 国基準による 8項目、14回	実施場所： 各医療機関 実施体制： 医師、助産師等 検査項目及び 実施時期： 国基準による 8項目、14回	実施場所： 各医療機関 実施体制： 医師、助産師等 検査項目及び 実施時期： 国基準による 8項目、14回
過不足 (確保方策—量の見込み)	—	0人	0人	0人	0人	0人

※実績値は、平成25年度の実績を掲載

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

出生後から4か月健康診査前までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

- 100%の家庭訪問を目指し、家庭訪問を実施します。
- 民生委員・児童委員や子育てサポーターの資質向上のため、研修等を充実します。
- 市の保健師、助産師に加え、民生委員・児童委員、子育てサポーターと協力して、全ての対象家庭を訪問します。

<乳児家庭全戸訪問事業>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	—	842人	831人	822人	813人	798人
確保量	849人	842人	831人	822人	813人	798人
提供体制	実施体制： 市保健師4人 非常勤助産師7人 民生委員・児童委員及び子育てサポーター150人 実施機関：市	実施体制： 市保健師4人 非常勤助産師7人 民生委員・児童委員及び子育てサポーター150人 実施機関：市	実施体制： 市保健師4人 非常勤助産師7人 民生委員・児童委員及び子育てサポーター150人 実施機関：市	実施体制： 市保健師4人 非常勤助産師7人 民生委員・児童委員及び子育てサポーター150人 実施機関：市	実施体制： 市保健師4人 非常勤助産師7人 民生委員・児童委員及び子育てサポーター150人 実施機関：市	実施体制： 市保健師4人 非常勤助産師7人 民生委員・児童委員及び子育てサポーター150人 実施機関：市
過不足 (確保量－見込量)	—	0人	0人	0人	0人	0人

※実績値は、平成25年度の実績を掲載

(7) 養育支援訪問事業

その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

【事業概要】

虐待を未然に防止するため、様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行います。

【今後の方向性】

- これまでの養育支援訪問事業に加え、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）と連携した援助活動チームを設置し、在宅への訪問だけでなく、通院介助や子どもの預かりを活用しながら、短期間に、より効率的な支援を提供します。
- 要保護児童対策地域協議会を中心とした職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化・連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。

<養育支援訪問事業>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	—	18人	20人	23人	26人	28人
確保量	14人	18人	20人	23人	26人	28人
過不足 (確保量－見込量)	—	0人	0人	0人	0人	0人

※実績値は、平成25年度の実績を掲載

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（新規） ■■■■■■■■

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で、必要な保育・保護（短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ））を行う事業です。

【今後の方向性】

- 既存の保育サービスの拡充及び新たな保育サービスの創設を含めて、事業の実施方法を検討します。
- 当面、緊急に養育が必要な場合は、児童相談所等における保護により対応します。

<子育て短期支援事業（ショートステイ）>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (延べ利用者数)	—	114人	112人	111人	111人	109人
確保量 (延べ利用者数)	—	0人	0人	111人	111人	109人
過不足 (確保量－見込量)	—	▲114人	▲112人	0人	0人	0人

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ■■■■■■■■

【事業概要】

児童の預かり等の援助を受けたい保護者（依頼会員）と、児童の預かり等の支援を行いたい人（支援会員）を市が事務局となって相互援助活動の連携、調整を行います。

【今後の方向性】

- 現在の小学4年生までを小学6年生まで拡大します。
- 小学6年生まで拡大することを踏まえ、新規の会員の補充・拡大を行い、支援体制の充実に努めます。

<子育て援助活動支援事業（就学後）>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (延べ利用者数)	—	4,225人	4,166人	4,108人	4,056人	4,027人
確保量 (延べ利用者数)	1,583人	4,225人	4,166人	4,108人	4,056人	4,027人
過不足 (確保量－見込量)	—	0人	0人	0人	0人	0人

※実績値は、平成25年度の実績を掲載

(10) 延長保育事業

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化、通勤時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に保育する事業です。

【今後の方向性】

- 保育所、認定こども園、小規模保育事業における保育士の配置を充実して、必要な保育ニーズに対応していきます。

<延長保育事業>

	実績値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	—	805人	868人	874人	873人	862人
確保量	17,584人	805人	868人	874人	873人	862人
過不足 (確保量-見込量)	—	0人	0人	0人	0人	0人

※実績値は延べ人数を記載



(11) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

子どもが病気又は病気の回復期にあつて、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。

【今後の方向性】

- これまでの病後児保育に加え、平成 26 年度から病児保育を開始しました。今後、事業の周知を図り、利用を促進していきます。
- 病床数から受入可能な最大値を供給量として設定していますが、利用状況を見ながら、今後の事業展開について検討していきます。

＜病児・病後児保育事業＞

	実績値	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量 の 見 込 み (延べ利用者数)	—	1,238 人	1,220 人	1,205 人	1,194 人	1,178 人
0～5 歳以下	—	764 人	755 人	747 人	745 人	735 人
就 学 児	—	474 人	465 人	458 人	449 人	443 人
確 保 量 (延べ利用者数)	105 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人
過 不 足 (確保量－見込量)	—	226 人	244 人	259 人	270 人	286 人

※実績値は、平成 25 年度の病後児保育の実績を掲載

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規） ■■■■■■■■■■

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などの助成について、国の補助制度に基づき実施します。

【今後の方向性】

- 給付対象とする費目、金額など、国から事業の詳細が示された後に検討します。

(13) 多様な主体の参入を促進する事業（新規） ■■■■■■■■■■

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営の促進について、保育ニーズに対する教育・保育施設等の整備状況に応じた検討、実施を行います。

【今後の方向性】

- 国から事業の詳細が示された後に検討します。
- 民間事業者の参入については、教育・保育施設、認可外保育所などの認定こども園化への動きをみながら、その必要性について検討します。

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることから、その普及促進は新制度の大きな目的の一つとなっています。

本市においても、既存の教育・保育施設に対して、認定こども園への移行に必要な支援を行うとともに、利用者に対して広く認定こども園の理解を深めるための周知に努めます。

また、幼児期の教育・保育の充実に向け、幼稚園教諭と保育士の合同研修等を実施するとともに、小学校との円滑な接続が図られるよう、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を推進します。



第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

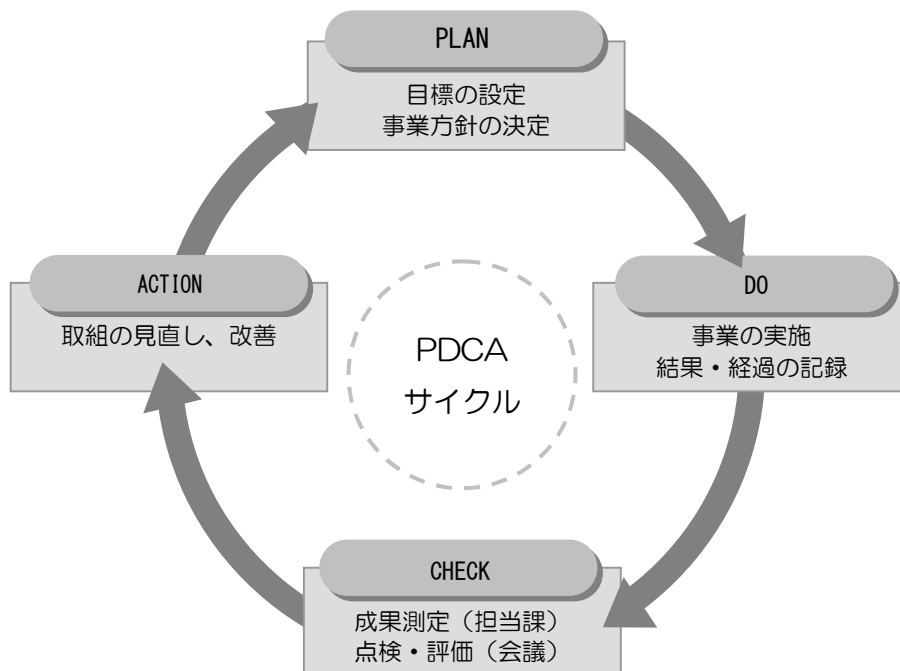
この計画の進捗状況を適切に管理するために、公募による子育て当事者、幼稚園・保育所の関係者、学識経験者などで構成する「伊勢原市子ども・子育て会議」において、基本目標、個別事業ごとに毎年度点検、評価を行います。

また、各年度ごとに、事業の進行管理を行いながら、その時々課題に対応した事業の方向性について、伊勢原市子ども・子育て会議の意見を聴き必要に応じて見直すものとしします。

個別事業の評価結果については、広く市民に公表し、透明性を図ります。

なお、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、中間年度の平成29年度にニーズ調査等を実施して、量の見込みと確保の方策を見直し、必要に応じて計画の修正を行うこととしします。

【 PDCA サイクルのイメージ 】



1 策定経過

年月日	策定経過	内容
H25. 8. 28	第1回子ども・子育て会議	○市長挨拶・委員委嘱 ○子ども・子育て会議の運営 ○子ども・子育て支援新制度の概要 ○子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案） ○ニーズ調査項目の検討
H25. 10. 9	第2回子ども・子育て会議	○ニーズ調査実施について ○次世代育成支援対策行動計画 H24 進行管理・評価結果
H25. 11. 8～ H25. 11. 24	市民ニーズ調査実施 〈就学前児童対象〉	—
H25. 12. 4～ H25. 12. 17	市民ニーズ調査実施 〈就学児童対象〉	—
H26. 1. 24	第3回子ども・子育て会議	○ニーズ調査実施状況・単純集計表 ○子ども・子育て支援事業計画の策定について
H26. 2. 26	第4回子ども・子育て会議	○教育・保育、地域子ども子育て支援事業の提供区域の設定について ○市内幼稚園・保育園等の利用状況 ○教育・保育の量の見込みの説明
H26. 3. 18	第5回子ども・子育て会議	○教育・保育、地域子ども子育て支援事業の提供区域の設定（案）
H26. 4. 24	第6回子ども・子育て会議	○地域子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 ○就労下限時間の設定 ○就労時間別保育利用状況
H26. 5. 29	第7回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画策定方針（案） ○計画の構成について
H26. 6. 11	第1回 検討委員会	○子ども・子育て支援事業計画策定方針（案） ○子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要 ○計画の構成について

年月日	策定経過	内容
H26. 6. 24	第8回子ども・子育て会議	○保育の必要性に関する基準 ○次世代育成支援対策行動計画の今後の方向性・進捗状況
H26. 7. 31	第9回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の体系の検討 ○子ども・子育て支援事業計画骨子（案） ○教育・保育の量の見込み ○次世代育成支援対策行動計画 H25 進行管理・評価結果
H26. 8. 1	第2回検討委員会	○子ども・子育て支援事業計画の体系の検討 ○子ども・子育て支援事業計画骨子（案） ○次世代育成支援対策行動計画事業の体系での位置付け（案）
H26. 8. 26	第10回子ども・子育て会議	○教育・保育、地域子ども子育て支援事業の提供区域の設定 ○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策（案） ○子ども・子育て支援事業計画基本理念の検討
H26. 10. 29	第11回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の基本理念 ○子ども・子育て支援事業計画骨子（案）の検討 ○教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策 ○子ども・子育て支援事業計画の事業評価方法
H26. 11. 10	第12回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画骨子 ○伊勢原市子ども・子育て支援事業計画 各課事業及び目標数値について
H26. 11. 27	第13回子ども・子育て会議	○伊勢原市子ども・子育て支援事業計画(素案)
H26. 12. 15~ H27. 1. 14	計画素案パブリックコメント	—
H27. 1. 26	第14回子ども・子育て会議	○計画素案パブリックコメントの結果報告 ○子ども・子育て支援事業計画（最終案）
4月	伊勢原市子ども・子育て支援事業計画スタート	

2 伊勢原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伊勢原市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について子育て会議の会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書及び第4項を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子ども子育て制度計画主管課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

3 伊勢原市子ども・子育て会議委員名簿

委員名	役職	推薦団体	備考
岩崎 勲	伊勢原市社会福祉協議会会長	伊勢原市社会福祉協議会	委員長
杉崎 静夫	伊勢原市民生委員児童委員協議会会長	伊勢原市民生委員児童委員協議会	
高橋 静江	伊勢原市民生委員児童委員主任児童委員		
小山 直久	伊勢原山王幼稚園理事長	伊勢原市私立幼稚園協会	
渡邊 健樹	伊勢原立正幼稚園理事長		
石井 誠一	伊勢原愛児園理事長	伊勢原市保育協議会	
萩原 敬三	大原保育園理事長		
大田 正昭	友和工業代表取締役	伊勢原市商工会	副委員長
杉山 通幸	高部屋小学校長	伊勢原市小学校長会	
川戸 房江	伊勢原市PTA連絡協議会情報委員長	伊勢原市PTA連絡協議会	
竹之内 章代	東海大学講師	学識者	
青木 紀彦	公募委員	—	
多田 めぐみ	公募委員	—	
魚見 なつみ	公募委員	—	

発 行	平成27年3月
発行者	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊 勢 原 市
編 集	子ども部 子育て支援課 子ども子育て制度計画担当
電 話	0463-94-4711



©伊勢原市